

帝室博物館総長兼図書頭時代の森林太郎・鷗外

山 崎 一 類

はじめに

帝室博物館総長兼図書頭時代(大正六年へ一九一七)十二月二十五日(死去の大正十一年へ一九二二)七月九日)の森林太郎・鷗外については、博物館総長時代に関して『東京国立博物館百年史』^(注1)がその概略を記述している。よく出来た年史に於いても、鷗外業績の一つに数えられる正倉院拝観資格を広げた年次に関して「この時代(鷗外在任時代)であった」と曖昧な記述になっている。当然のことながら、宮内省の図書頭時代の鷗外についてふれていない。公的歴史書に応々見られる如く、感心しない事実については省筆している。

本稿では鷗外の帝室博物館総長兼図書頭就任の背景から就任前後の状況を明らかにする。そして在任中の為事の全容を明確にしつつ、さらに、その職にあった時代に鷗外の監督責任を問

われるような事件について言及する。要は帝室博物館総長兼図書頭として果たした鷗外の学術面の業績と、行政官としての負の部分の明らかになることで、爵位の問題について言及したい。なお、鷗外という号は作家としての呼称であり、官位にある場合は当然ながら森林太郎である。本稿は便宜上鷗外を用いる。

(一) 就任の背景

鷗外は大正五年四月十三日陸軍省医務局長を辞任し、官界から退くことになった。すでに前年十一月、大正天皇の即位式後次官大嶋健一に辞意を伝え(11月22日)、「今後筆で立タウトスルニハ多少地磐ヲ作ル」(ニシタク)(大正4年12月10日付、賀古鶴所宛書簡)と決意し、渋江抽斎の伝記執筆のための調査にかかっていた。陸軍省退任直後の五月五日付賀古鶴所から鷗外宛書簡に

拜啓 今晚青山来話曰く、先日上田万年がいふには森君

に講師として文科大学ニ出てもらひたい、どうか森君の内意を聞いてくれ、若し同君に出られる意があらば自分が頼みに行く、斯いふ話だ君序に聞いてくれ、諾にて分れ申候御一考遊され度候、若しさうなれば例の事務所も自ら出

来申すべきか 早々頓首

鶴所

森 学兄 梧下

御もやうに由りてハ一寸と御邪問に上り可申候 以上と記されている。五月八日の鷗外日記に「賀古鶴所を訪ふ。

文科大学に聘せらるべき事につきて我意を據ぶ」と記されている。五月八日付賀古から鷗外宛書簡に「先刻は失礼仕候、木内へハ手紙を持たせやり候○勅選運動切り抜き御覽に入れ候○青山へハ明日手紙にてかるく申しやるべし」とある。「勅選運動候補の顔触れ」と題された新聞切抜記事中に、貴族院勅選議員の候補者の一人として、特に前陸軍医务局長森林太郎氏に就ては陸軍省より有力なる推挙あり」と報じられている。

鷗外は文科大学出講を承諾しなかつた。日記中の「我意」が不明であるが、貴族院勅選議員候補と関係があるのではなからうか。

貴族院議員に当選する、しないは別として、すでに前年の大正四年十二月六日付で石黒忠慮からの書簡の返書に「上院占席ノ……御下命ノ上ハ直ニ御受可申上ハ勿論一層言行ヲ慎ミ御推薦ノ厚宜ニ負候事無之ヤウ可仕候」と認めた事実を踏まえ、

それが陸軍省の後楯であつてみれば、それに邪魔になるような道（文科大学出講）は、取らないのが常識であろう。夙に長谷川泉氏に指摘があるが、五年四月二十三日執筆完了していた『空車』の発表を控えていた鷗外であつて見れば、結果はどうあれ、今は自重することが最善の方法であると考えたに相違ない。

そして鷗外は、貴族院議員になることはなかつた。官界から身を引いて、近世考証学者の伝記執筆に専念していた鷗外が、大正六年十二月二十五日、臨時宮内省御用掛を免ぜられ、帝室博物館総長兼図書館頭に就任することになった。官界から隠退した鷗外が、再び官の人となつた背景について考察する。

今日までこの問題に言及しているのは、東野治之氏の論文、『小杉榎旧蔵の正倉院及び法隆寺献納御物——その売却事件と鷗外の博物館総長就任——』のみである。東野治之氏は大正六年（一九一七）三月十三日付の「東京朝日新聞」「時事新報」「東京日日新聞」に小杉榎旧蔵の正倉院宝物ならびに法隆寺献納御物が売却された記事に注目し、「事件の発端」「売却品」「事件の意義」を論じている。東野治之氏は次の様に述べている。

事が勅封の権威に関わるだけに、このような事実の暴露は、当局にとって好しいことではなかつた。この年もおしつまつた十二月十五日、帝室博物館総長兼内大臣秘書官長であつた藍田股野琢（一八三九〈天保九〉年—一九二二〈大正十〉年）は、宮中顧問官となつて一線より引退し、かわつて森鷗外が総長に、近藤久敬が秘書官長に任ぜられた。これはあ

くまで宮内省人事の一環ではあったが、かつて正倉院御物整理掛の設置を建議し、そのメンバーでもあった股野の引退は、高齢が理由とはいえず、時期的にみて小杉事件と全く無関係ではなかつたらうと推測される。臨時宮内省御用掛として隠退生活を送っていた森鷗外が官界に復帰した理由については、山県有朋の要請とみる解釈が一般的であるが、さらに大きな背景としてこの事件の存在を無視するわけにはゆかないであろう。

東野治之氏の論文に触発されて、この事件を東野氏調査の新聞を含めて、新たに「読売新聞」「国民新聞」「万朝報」を調査した。その結果、当時の状況を知るのには「読売新聞」が、一番有効な事実を伝えているので「読売新聞」を資料として使用する。

大正六年三月十三日(火曜日)付「読売新聞」(第一四三三七号、

五面)は、「●正倉院御物の秘密／◆故小杉博士遺族の手にて／
◆市上に売却されんとせる怪事」という見出しで事件を報じた。
三月十五日(木曜日)付の同紙(第一四三三九号、五面)には、次の
様な注目すべき記事が掲載されている。

●宮内大官達の進退

◇波多野宮相は斯く語る

◇御陵事件と御物事件との責任

御陵発掘事件に対する一審裁判の判決あり、続いてまた正倉院御物紛失事件あり、波多野宮内大臣、山口諸陵頭、近

藤総務課長等の責任に関し種々の取沙汰あるが、之に対し波多野宮内大臣は語る。『御陵発掘事件に就て山口諸陵頭が進退伺ひを差出したることは事実であるが、これを』

△如何に処置 すべきかはまだ確定に至らない、又正倉院御物事件で近藤総務課長が引責するといふ噂があるさうだが、目下問題となつて居る所謂正倉院の御物を宮内省でも真正なものと認めて居ないから、従つて此の問題に就き近藤総務課長の引責辞職も断じてない、御陵発掘事件の方は△誠に恐懼に 堪へざる次第であるから、此の事件発生以来各御陵の警戒を嚴重にする様にしたが、如何に警戒を嚴重にしても斯る犯罪を犯すべき人間がありとすれば再び斯ういふことが無いとは断言が出来ないから、此の問題は根本に溯つて国民教育に十分留意せねばならぬ、我が帝国の臣民中より

△斯る犯罪者 を出すことは誠に国民の恥辱である、此の点は国民教育の任に在る者の大に考慮すべき問題である、自分の責任に就ては今茲に明言の限りでない切腹する事と辞職する事は他人に相談すべきものでない其の意思を漏すことは止めてくれと言ふことになるから、自分に関する事は一切口外されない』云々

この記事から「正倉院御物売却事件」と「御陵盜掘事件」とは、宮内省に関わる一連の事件として把握する必要がある。この点に「読売新聞」の資料価値がある。

御陵盗掘事件とは何か、この点に言及する。大正五年五月十四日、奈良県の「すいじんてんのうきまきり垂仁天皇皇后日葉酢姫命の陵」が、十八人によつて盗掘された。翌月七日、盗掘団は捕縛された。この事件の報道は判決後まで一切差止められていた。大正六年二月二十八日公判が始まり、判決が言い渡された。三月「八日午前一時半新聞記事差止め」が解除され、三月九日付（八日夕刊）「万朝報」（第八五一七号、二画）は、「●御陵墓を発掘したる／不敬漢の判決／巨魁七名は懲役十三年」の見出しを掲げ、事件の概要を報じている。同紙三月九日朝刊の三面には「●不敬漢犯罪の内容／一（夕刊参照）垂仁天皇皇后の御陵の発掘は二回に行はれた」という見出しで詳しく報じている。

大正六年三月十五日の「国民新聞」（第九〇二号、三面）の「閑話休題」欄に次の記事がある。

発掘事件と御物転売事件

▲一体宮内省の遣り方は諸陵寮とか図書寮とか博物館とか或は学習院とか極めて精神的に重大なものを比較的冷眼視する傾がある。

三月十六日の「国民新聞」（第九〇三号、五面）の見出しのみ掲げる。

●七十年後再びせる御陵発掘

責任は何処に

由々しき社会問題Ⅱ某秘密顧問官談

◆昔は怖るべき極刑に処した

▲宮相弁明

御陵発掘事件と正倉院御物問題

大正六年三月九日に「御陵盗掘事件」が、三月十三日には「正倉院御物売却事件」が報ぜられた。この近接した日時の報道の与えた衝撃は大きかった。御陵事件は報道禁止の措置を取り、正倉院御物事件では公式的には流出した品が偽物であると言ひ張る以外なかつた。久保田鼎宝庫主任は「宮内省に移りてよりは絶対的に此事無し」（「報知新聞」大正六年三月十四日「十三日夕刊」第一四三八五号、七面）と語り、同紙で近藤久敬宮内省総務課長は「一御物が外部へ出たとすれば犯人は勿論、監督者たる博物館長は責任を問はれなければならないが、小杉博士の藏品は恐らく学問上に所謂正倉院型の織物などを道具屋あたりから手に入れて正倉院学者たる研究の資料にしたものであらう」と語っている。股野琢帝室博物館総長は次の様に語っている。

正倉院御物は一品たりとも民間にあるべき筈なし明治廿四年御物整理の時は嚴重に行はれ一片の屑をも硝子箱に納めたり又小杉博士は該整理には携はり居らずこの点が第一の間違ひなり察する処正倉院御物と同時代の美術品を売却するに当り偶々正倉院御物と言触らせし為か又た御物と誤り鑑定せし為には非ざるか

「国民新聞」（大正六年三月十四日「水曜日」第九〇二一、五面）

かくの如き状況の中で、枢密院議長山県有朋等の政府の当路者にとつては、事が宮内省に関わり、関係諸氏の責任問題をそ

れとわらぬように政治的に決着させる必要があつた。それには時期を待つて、人事を行う以外にない。

当時の帝室博物館官制によれば、帝室博物館は宮内省の管轄注4であり、帝室博物館総長は東京、京都、奈良の三帝室博物館の総括責任者であると同時に、正倉院、表慶館、上野公園及び上野動物園の管理責任者でもあつた。股野琢帝室博物館総長は在任十七年に及んでいた。

大正六年十二月十六日の「東京日日新聞」(第一四八三号、七面に)◆宮内省の大更迭―近く発表さるべく―◆股野氏秘書官長を去り―◆近藤総務課長に代る」という見出しで、「異動の根本は股野琢氏が其の兼任である内大臣秘書官長の役目を退いて帝室博物館長専任となり、今の大臣官房総務課長近藤久敬氏が内大臣秘書官の後を襲ふ事になる為だ」(傍点、山崎)と解説されている。人事に関する新聞記事だけに信憑性の問題があるが、少くとも十二月十六日の時点では、股野琢氏は「博物館総長」職に専念するはずであつた。

(二) 就任の前後

大正六年(一九一七)十二月の鷗外日記を抜書する。

二十二日 往宮内省拜賜。……夜間青山胤通病。相貌全変矣。

二十三日 宮内次官報任官之事。午後訪賀古鶴所。夕弔青山胤通。

二十四日 夕召書至。

二十五日 午前十時往宮内省。任帝室博物館総長兼図書頭。

歴訪波多野宮相、石原次官、寺内首相、大島陸相、岡田文相、山県公、有栖川宮、華頂宮、朝香宮、東久邇宮、竹田宮、閑院宮、東伏見宮通刺。帰途叩石黒男忠憲、賀古鶴所。皆不逢。夜賀古鶴所至。

この日桂湖村宛書簡(使持参)に次の七絶を送っている。

已脱朝衣賦遂初 枕前何科落除書

石渠天禄優閒地 好為君王碎蠹魚

この七絶は石渠閣と天禄閣とを帝室博物館と図書寮に譬え、図らずも辞令を得、このゆつたりとした閑地で天子のために蔵書中の紙魚を掃うという意であるう。

十二月二十五日宮内省人事が発表されるが、二十二日付の「時事新報」(第二二三四七号、六画)がこの人事をスクープしている。この点に関しては、すでに須田喜代次氏注5によって報告されているが、当日の記事を掲載紙のまま次に引用する。

○鷗外博士

▽博物館長に

後任との噂は無根

——博士夫人否定す——

多年帝室博物館長として美術界に貢献する所甚大なりし男爵股野琢氏が今回辞意の念深く、その

▽▽隱退の後を 受けて、医学博士文学博士森林太郎氏が館長たるべしとの噂坊間に伝へられ居れるも、股野男は「那樣事一向関せず、素より余に辞意毫頭あるべからず」と否認し、又森博士方では夫人

▽▽博士に代りて「宅が博物館長になる等とは曾て聞いたこともありませぬ、屹度それは何かの間違ひで△いませう」とて全然この噂を否定し去りぬ

十二月二十六日の「東京朝日新聞」(第一三五三号、四画)に宮内省関係の人事異動が報ぜられている。関係者のみ抜書する。

●宮内官大異動

豫て伝へられたる如く二十五日宮内大官の更迭左の通り発表ありたり

陸軍軍医総監正三

位勲一等功三級医

学博士文学博士

任帝室博物館総長兼図書頭(二等)臨時宮内省御用掛被免

宮内大臣秘書官兼宮中

顧問官正五位勲三等

任内大臣秘書官長(二等)兼任宮内大臣秘書官大臣官房総務

課長を命ず宮内官考査委員被仰付御歌所主事事務取扱を命

ず

帝室博物館総長兼

内大臣秘書官長

森 林太郎

近藤 久敬

股野 琢

依願免本官並兼官任宮中顧問官(二等)

なおこの日、正三位勲一等股野琢氏は従二位に叙せられた。

二十六日の同紙の五面には「●宮内官入り替り―更迭発表と新人物/△いそぐとした若手連/▽波多野宮相の更迭物語」と

いう見出しで、波多野敬直宮内大臣の談話―「帝室博物館総長の後任には森林太郎氏が就任し股野氏は今後専ら明治天皇紀編修長の事務に当らるゝ筈である、森博士が博物館総長に新任されたに就ては今後出来るだけ時代の進運に伴ふべき施設改善が行はれるであらうと考へる」が掲載されている。

同紙面に「◇母堂に孝行な新博物館長◇/〓再びお役人になつた森鷗外博士の今日此頃」の見出しで「取次の書生さんは博士の近状に就てへ先生は目下表向の仕事としては文展の審査委員をして居られるだけで毎日読書と著作に従事して居りますが青山さんが悪くなつてからは其方に掛りきりで此の数日は筆を持つ事は殆どありません」と語り、博士の家庭は夫人しげ子三十八、長男於菟(二十九)長女茉莉(十五)二女杏奴(九歳)二男類(七歳)の諸氏があり又博士は今尚躰鑠として家事を督して居る母堂みね子(七十二)に至孝にして母堂を慰むる為め老眼に読み易いやう自著『即興詩人』を全部四号活字で印刷せしめた事は有名な話である」と記され、「軍服姿の鷗外博士」と注記した写真が一枚掲載されている。

鷗外の博物館総長就任によつて、十二月十六日の「東京日日新聞」の記事―股野琢氏の博物館総長の職に専念する線(単に噂

であつたかも知れないが）は無くなつた。鷗外が博物館総長のみならず、図書頭を兼任するという人事が浮上してきたか明らかではない。しかし、人事は諸事情、諸条件が複合するのが常である。正倉院は博物館総長の管轄であるが、御陵（諸陵寮）は管轄外である。しかし、双方とも宮内省所管であることに変わりはない。それ故に、東野治之氏の指摘する正倉院御物売却事件は、その直接的要因であつたろうが、そのみならず、御陵盗掘事件と相俟つての宮内省の人事異動であつたと考えられる。

かくして博物館総長兼図書頭に就任した鷗外は、月水金を午前八時より午後四時まで博物館に勤務し、水木土を午前八時より午後四時まで図書寮に勤務する。十一月には正倉院の曝涼のため奈良へ出張することが恒例となる。しかしながら、帝室博物館総長兼図書頭に就任したことによつて、「東京日日新聞」「大阪毎日新聞」に連載中の史伝「北條霞亭」を「その五十七」（大正6・12・26掲載）を以て中止せざるを得なくなつた。「その五十八」以下は「帝国文学」に掲載の場を移すことになる。

大正七年（一九一八）一月十四日の「東京朝日新聞」（第一三三二号、五面）に次の記事が掲載されている。

●森総長が就任匆々

博物館の改革

◇相変わらず軍服姿で

◇早出晚退の執務振

|| 正平版の論語翻刻計画

「森さんは学者よりも事務家だ」といふ噂は最近博物館の役人さん達の間に囁かれて新帝室博物館総長森林太郎氏は甚だしく恐い小父さん扱ひにされて居る博士が三宅坂の陸軍省を退いてから軍服はお払ひ箱と思ひきや「事務は是れに限る」と許り又候

▲無風流にも 金地に二つ釘の肩章蔽めしく例の長剣をがちやつかせて宮内省の図書寮と博物館とへ交るべく毎日早出晚退の精励恪勤、遠に抜けぬ軍隊氣質、一分の遅刻も無く総長室に納まり神谷博物館主事を督励して「あの帳簿を」「この書類を」と万端抜目なく、列品目録と首つ引しては館内を隈無く取調べて居るつい二三日前には年に指折る程しか明けぬ三年町の

▲博物館倉庫 の奥深く入つて大分虫に喰はれて腐朽した正平版の論語板木を掘出し「そりあ日本に一つだ、珍品がある、宝の持腐れちや早速翻刻出版しよう」と、あれや是れやと小半日も探し廻つた、何さま件の板木は後村上帝の正平年間、今を距る五百年前の物であるが、追つて梓に上せられるさうである、斯かる学者的方面の半面には館内役人共の職務振りにも注意し

▲専心館務に 力を致させるやう自ら率先して事に当るといふ風なので役人諸氏は恰もライオンの前に躊躇した態である、館員中二股主義の人達もあるとかで呑気に見えて実は頗る忙しい館務に全力を注ぐには従つて一方をやめな

ければならぬ。中には既に内職を抛棄したものもある、之を要するに新総長は着任匆匆未完了の儘の目録完成、列品の整理等寸分の余裕なく遺憾なく精力主義を發揮し着々改革の歩を進めて居るといふことである。

恐らくこの記事に刺激された高島米峰氏は、一月十八日付で『新任博物館総長森林太郎博士に与へて博物館の革新を促す』を書き上げ、「中央公論」(第三十三年第三号、大正七年二月一日)に寄稿した。米峰氏の論の主旨は次の通りである。

一、展示内容の充実のために大陳列館を増築せよ。
二、観覧者、研究者のために次の項目を早期実現せよ。

- (1) 目録作成と発売
 - (2) 観覧案内パンフレット作成
 - (3) 所蔵品の珍品重宝の説明付絵葉書の作製と販売
 - (4) 陳列は組織的に、説明は啓蒙的に
- 三、博物館職員と事務に関して

- (1) 専門職員の養成
- (2) 事務の簡素化

四、特別展覧会に於ける依頼出品の真贋の判断をせよ。
五、動物園の各種動物の生活環境の保全と愛護に努めよ。

高島米峰氏は「若し、新館長森博士にして、上来論述し来れる問題について、何等解決を与ふることなく、帝室博物館をして、依然一種の「高等物置」たるに止まらしめ、自ら物置番人たるに甘んぜむか、……特に、一度、官海を退きたる森博士が、

再度の出馬についてその心事の諒とすべきものあるを、見出すこと能はざるなり」と記している。

(三) 帝室博物館総長時代

帝室博物館総長時代の業績については『東京国立博物館百年史』に於いて、「列品目録、研究成果の刊行」という項目の中で「大正初期は大正三年の植物乾腊標本目録を除いて刊行が全然行われていない。大正八年から急激に刊行物が活発に出るようになり、列品目録のほか、大正八年からは継続的に学報が刊行されるようになった」と述べられている。さらに、

大正七年従来の陳列方法(品目種別)を一新して時代区分を定め、時代別陳列を実施したことは既にふれたが、森総長がこのための陳列替予算一五、〇〇〇円を内蔵寮と折衝したことを賀古鶴所に報じている書簡があるが(鷗外全集所載、同年臨時費としてその使用が認められている。目録刊行費も翌八年から臨時費に計上されるに至つた。と記述されている。

総長としての鷗外の業績は、次の三点である。

- (1) 時代別陳列方法の採用
- (2) 研究紀要としての「学報」の刊行
- (3) 目録作成の推進

特に鷗外の発意は(1)と(2)に現われおり、三項目の予算獲得に奔走している。各項目について若干の説明を加える。

(1)の陳列方法の改善については、従来品目種別であったが、まず時代区別を定め、時代別陳列に配置替をした。時代区分は、上古、飛鳥、奈良、平安、鎌倉、足利、豊臣、徳川、明治とした。ただし、美術部門については、平安時代を前期、中期、末期に区分し、徳川時代を初期、中期、末期の区分を原則とした。この陳列配置替に伴う予算措置に鷗外は奔走する。鷗外から賀古鶴所宛書簡を読むと、「仮ニ必要トスルモ急用ナル苦ハナシ」(大正7年6月25日)、「陳列替次官ハ天産課ノアル間無用ナリト云ヒシモノ……天産課ヲノケルマデニ陳列替ヲスルハム。ダナリ」(7月11日)という上層部役人の硬直的見解の説得に苦慮している様が見て取れる。

(2)の研究業績の公表としての「学報」の創刊は、鷗外の若き日からの「学問権」の精神が生きている。在任中次の三冊が刊行されている。

「皇室博物館学報」 第一冊

大正八年十二月二十七日 皇室博物館発行

定価 一円五十銭

高橋健自「古墳発見石製模造器具の研究」

高橋健自(皇室博物館学芸委員)氏は「例言」に於いて「本報告は主として本館列品上古遺物中石材を以て諸種の器具を模造したるものに就きて調査したる實際の事項を録し、旁従来吾人の見聞せしところを参酌して、総合的研究を試みるものなり」と記している。

「皇室博物館学報」 第二冊

大正十年七月十八日 皇室博物館発行

定価 五十五銭

上 真行

多 忠基 『正倉院楽器の調査報告』

田辺尚雄

宮内省式部職業長上氏、同業師多氏、同業練習所嘱託田辺氏による共同研究報告である。第一章の「調査経過」に於いて「正倉院は該年度(大正九年十一月)曝涼期に於ける掃除に従事せる最中なりき、而して皇室博物館総長森林太郎氏は楽器を扨拭するに當りて旁ら之を調査し且測定することを予等に委嘱せられたり、……調査の要は各楽器の精細なる尺度及び其の音律を測定し、其の特殊なる形態を研究し破損あるものは其の程度を検するにあり」と記されている。「学報」第二冊は直接鷗外の指示によつて成つたものである。

「皇室博物館学報」 第三冊

大正十年十二月二十六日 皇室博物館

定価六十銭

団 伊能「欧米美術館調査報告書」

「欧米博物館調査旅程」に「大正七年二月七日欧米に留学するに當り皇室博物館の嘱託を受け、欧米博物館の施設を調査す」と記されているごとく、団 伊能氏はハーバード大、リヨン大留学に際し、皇室博物館嘱託という資格で各国の美術館の「組織」〈建築〉〈陳列法〉〈収集及び保管〉〈教育研究事業〉等を調

査した成果である。調査対象はアメリカ、イギリス、フランス、スペイン、ドイツ、ポーランド、ベルギー、イタリア、ギリシア、エジプトの美術館一〇九館である。

鷗外は正倉院曝涼のため奈良へ出張し、出張先から妻志げ宛書簡で「奈良ニ来ルトキ团伊能ノ西洋ノ博物館ヲマハツタ報告ヲ持ツテ来タ厚イ一冊ヲナホスノニ五日ノ晩マデカカツタ文ハ下手デモ頭ガ好イカラ面白イコレハ博物館デ出版スル」ニナル（大正10年11月7日）と述べている。

(3)の目録作成に關していえば、大正七年（一冊）、八年（六冊）、九年（12冊）、十年（7冊）、十一年（一冊、鷗外没後）の刑行を見てゐる。『東京国立博物館百年史』が刊行目録の一覽を掲載しているが、鷗外架蔵目録と対照した結果、『百年史』に一冊欠落があるのでそののみ記す。

◎『東京帝室博物館美術工芸部第三区髹漆目録』

大正九年十一月二十九日 東京帝室博物館発行

定価 六十五錢

附 髹漆品目録字画索引

鷗外架蔵本は、第三区（髹漆品）、第四区（染織品）、第五区（玉石品）の目録の表紙を取除き、一冊に自家整本し、板表紙に「髹器織紐玉石目録 單」／「三、四、五」と墨書している。

鷗外の帝室博物館総長としての業績として特筆すべきことは、正倉院拝覽に關して門戸を開いたことである。『東京国立博物館百年史』中に「森総長も開扉中は軍服帯剣で終始事務所に

詰めていたという。正倉院の拝覽者の範囲が広げられたのもこの時代であつた」と記されている。「この時代」という曖昧な記述ではなく、史料を踏まえて特定しておく。総長就任直後の正倉院拝觀資格は、従来と變つていない。

◎正倉院御物拜觀 正倉院御物曝涼ニ付來ル十一月六日ヨリ同月二十四日マテ拜觀ヲ許可セラル但シ拜觀ヲ許可セラルヘキ者ノ資格及拜觀心得左ノ如シ

資格

一高等官及高等官待遇者

一有爵者

一貴族院議員

一衆議院議員

一功五級、從六位、勳六等以上ノ功、位、勳ヲ有スル者

一學位ヲ有スル者

一帝室技藝員、古社寺保存會委員、美術審査委員

一以上列記シタル者ノ配偶者

拜觀心得

一宮内大臣宛拜觀願書ヲ提出シ拜觀許可證ヲ受クヘシ

一拜觀者ハ拜觀許可證ヲ携帯スルコトヲ要ス

一拜觀ハ天候不良ノ爲之ヲ停止スル場合ノ外毎日午前十時

ヨリ午後三時マテトス

一拜觀ニ関シテハ諸事掛員ノ指示に從フヘシ

一 御物ハ撮影、模寫又ハ模造スルコトヲ許サス

「官報」第一八五二號 大正七年十月四日

●正倉院御物拜觀 正倉院御物曝涼ニ付來ル十一月五日ヨリ同十九日マテ拜觀ヲ許可セラル但シ拜觀ヲ許可セラルヘキ者ノ資格及拜觀心得左ノ如シ

資格

- 一 高等官及高等官待遇者
 - 一 有爵者
 - 一 貴族院議員
 - 一 衆議院議員
 - 一 功五級、從六位、勳六等以上ノ功、位、勳ヲ有スル者
 - 一 學位ヲ有スル者
 - 一 帝室技藝員、古社寺保存會員、帝國美術院會員、美術展覽會審査委員
 - 一 以上列記シタル者ノ配偶者
- 拜觀心得
- 一 宮内大臣宛拜觀願書ヲ提出シ拜觀許可證ヲ受クヘシ
 - 一 拜觀ハ天候不良ノ爲之ヲ停止スル場合ノ外毎日午前十時ヨリ午後三時マテトス
 - 一 御物ハ撮影、模寫又ハ模造スルコトヲ許サス

「官報」第二一五三號 大正八年十月七日

大正八年度になつて始めて改められた。すなわち、「帝國美術院會員」が追加され、「美術審査委員」が、「美術展覽會審査委員」に字句修正が行われた。

この改正の事情について述べておく。大正八年九月五日文部省にて「帝國美術院規程」が公表され、六日官報に告示された。その規程の（附則）に「本令は公布の日より之を施行す美術審査委員會官制は之を廃止す」（傍点、山崎）とある。官制の美術審査委員會が廃止され、帝國美術院が発足したことによる正倉院拜觀の資格の改正である。なお、「帝國美術院規程」の第三条に「帝國美術院は院長一人及會員十五人以内を以て之を組織す」とある。

「東京日日新聞」（大正八年九月六日、第一五四〇八号、九面）の見出し記事を引用する。

帝國美術院の院長

森林太郎博士に決定

審査委員長は福原鎌次郎氏

幹事は正木美術学校長

（文部省にて昨日新規定を發表）

同紙には「◇會員の交渉を受くべき人々」として十五名の候補者名が記されている。

正倉院拜觀資格は大正九年に拡大される。これは鷗外の尽力

する所であつた。資格に抵触するが為に、学問上の必要から拝観を願う学者を排除し、いわゆる頭官及びその夫人のみが我が物顔で拝観することに我慢ならなかつたに違いない。ここにも学問権を主張する鵬外がいる。「奈良五十首」^{〔註13〕}を見ても、
主は誰ぞ聖武のみかど光明子帽だにぬがで見られんものか
み倉守るわが目の前をまじり行く心ある人心なき人と詠じている。

それ故に正倉の資格の拡大は鵬外の願う所であつた。大正九年十月一日付「官報」(第二四五〇号)の記事を次に引用する。

●正倉院御物拜観 正倉院御物曝涼ニ付來ル十一月五日ヨリ同十九日マテ拜観ヲ許可セラル其拜観ヲ許可セラルヘキ者ノ資格及拜観心得左ノ如シ但シ左ノ資格ニ該當セサル者ト雖モ宮内大臣ニ於テ學術技藝ニ關シ相當ノ經歷アリト認メタル者ハ特ニ拜観ヲ許可セラル、コトアルヘシ

資格

- 一 高等官及高等官待遇
- 一 有爵者
- 一 貴族院議員
- 一 衆議院議員
- 一 功五級、従六位、勳六等以上ノ功、位、勳ヲ有スル者
- 一 學位ヲ有スル者
- 一 帝室技藝員、古社寺保存會員、帝國美術院會員、美術展

覽會審査委員

一 以上列記シタル者ノ配偶者
拜観心得

- 一 宮内大臣宛拜観願書ヲ提出シ拜観許可證ヲ受クヘシ但シ本文但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ經歷書ヲ添付シ帝室博物館總長ヲ經由シ宮内大臣ニ願出ツヘシ
- 一 拜観者ハ拜観許可證ヲ携帯スルコトヲ要ス
- 一 拜観ハ毎日午前十時ヨリ午後三時マテトス但シ天候不良ノ爲之ヲ停止スルコトアルヘシ
- 一 御物ハ撮影、模寫又ハ模造スルコトヲ許サス
- 一 拜観ニ關シテハ諸事掛員ノ指示に從フヘシ

大正九年から拝観資格は従来通りとして本則を変えず、但し書きを以て「學術技芸ニ關シ相當ノ經歷アリト認メタル者」の拝観を許可することになった。大正十年十月六日宮内大臣牧野伸顯の名を以て「帝室博物館官制改正」^{〔註14〕}条文が公布された。この官制改革によつて、「正倉院御物拜観規程」^{〔註15〕}が条文化され、但し書きの文言は、本則の中に記されることになった。

この入倉資格の拡大によつて、多くの学者に便を供することになった。鵬外は日記に入倉者として、三村清三郎、浜野知三郎、山田孝雄、橋本進吉、柳宗悦、志賀直哉等の名を記している。

第三次岩波版『鵬外全集』の年譜の大正七年の項に「是年よ

り正倉院拝観の特例を開く」という記述は、大正九年へ移すべきである。

帝室博物館総長として、鷗外は自ら館所蔵の和書（含活字本）の書目解題と著者略伝（未定稿）を執筆している。「東京帝室博物館」と館名入り、オレンジ野十三行の用紙に書かれている。現在館には「鷗外博物館書目解題」と題簽を付した和装本十二冊と「博物館蔵書者略伝」と題簽を付した和装本三冊が残されている。書目解題の「拾貳」冊めの裏表紙に次の附記が墨書されている。

本遺稿ハ鷗外森林太郎博士帝室博物館総長在任中（自大正六年至大正十一年）執筆サレシモノニシテ其ノ散逸スルヲ慮リ之ヲ合綴シ現総長杉栄三郎博士ノ題簽ヲ得以テ永遠ノ記念トスルモノナリ

昭和十年十月十五日

さらに鷗外の為事について記すと、一五〇部限定で刊行された『絶代至宝帖』（大正八年二月一日、精芸出版刊行）の序文（漢文）、『東京帝室博物館列品通輪図集』（大正九年二月二十九日、歴史参考図刊行）の序文（漢文）を執筆している。なお、『鷗外全集』未収録の「考古学雑誌 掲載の『鳥八白の事』^{（注5）}」という論文があることは、すでに中村友博氏、須田喜代次氏^{（注5）}によって公表されている。

このように帝室博物館総長在任中の鷗外の為事を見にくると、就任時高島米峰氏の要望事項は「展示内容の充実のために

大陳列館を増築せよ」という点を除いて、十分その要望に応えたとと言える。しかも公刊こそされなかったが、館所蔵の「書目解題」、「蔵書著者略伝」など貴重な為事として評価できる。なお、「書目解題」、「蔵書著者略伝」は全集に収録されている。全集未収録の「博物館蔵書鈔 丁巳 一」「博物館蔵書鈔 戊午 二」「博物館蔵書鈔 己未 三」「博物館蔵書鈔 庚申 四」の四冊は、鷗外自筆の覚書きで、自家整本し、題簽を付し、架蔵している。

丁巳の大正六年から庚申の大正九年までの覚書きである。例えば「博物館蔵書鈔 丁巳 一」の冒頭は、「松江版延喜式傍訓」と題され、「太神宮 オホムカムノミヤノ斎宮寮 サイクウレウ イツキノミヤノツカサノ……」等列挙されている。

正倉院関係の書物で、鷗外架蔵本を次に記す。

股野琢（帝室博物館総長 関、溝口禎次郎（帝室博物館美術部次長・正倉院宝庫掛校、大村西崖著「正倉院志」（明治四十三年六月十五日、審美書院刊）

* 表紙に「森博士 大村西崖」と署名が記されている。

小楢楹邨原撰「ならのみくら削簞」

* 鷗外筆写本、題簽「ならのみくら 全」（全十丁）

小野善太郎（訂正）増補正倉院の栞（大正九年十月廿五日発行、大正十年十月十日再版発行、西東書房刊）

* 序文は鷗外。「大正九年庚申九月帝室博物館総長森林太郎 叙」とある。

(四) 宮内省図書頭時代

「宮内省分課規程」(官報)第二七五七号、大正十年十月八日の第五章に「図書寮」がある。

第七條 図書寮ニ庶務課編修課及図書課ヲ置ク

第六條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 皇統譜ノ登録ニ関スル事項

二 世伝御料台帳ノ調製及登録ニ関スル事項

三 公文書類ノ編纂保管ニ関スル事項

四 庁用物品ノ保管出納ニ関スル事項

五 官印ノ管守ニ関スル事項

六 前各号ノ外他課三局セサル事項

第十九條 編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 皇統譜ノ編修ニ関スル事項

二 天皇皇族王族及公族実録ノ編修ニ関スル事項

第三條 図書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 皇統譜及其ノ登録ニ係ル記録ノ尚蔵ニ関スル事項

二 皇室典範ノ原本尚蔵ニ関スル事項

三 詔書勅書及皇室令ノ原本尚蔵ニ関スル事項

四 世伝御料台帳及其ノ登録ニ係ル記録ニ関スル事項

五 図書ノ保管出納ニ関スル事項

鵬外は図書寮のこれらの為事の総括責任者として、図書頭の任にあつた。東宮殿下(昭和天皇)と久邇宮良子女王殿下の婚儀

の内約の発表があつたのが、大正七年一月十七日であつた。同年七月二十二日の鵬外日記に「参館。午前参省。録久爾宮子女天折事于譜牒」とある。のちに、「宮中某重大事件」と呼ばれるこの問題については、後述する。

大正七年十二月の「委蛇録」によれば、

十二日 木 陰 雪满地。校図書寮洋書目。

十三日 金 晴 図書寮洋書目校畢。

とある。この「洋書目」について、書寮部の八嶋正治氏から次のような教示を得た。

例えは、

大正3・12・3付 大臣官房より洋書引繼

大正6・10・19付 翻訳本等、内匠寮より

大正7・7・16付

大正7・12・25付 } 式部長官より洋書、洋書装本引繼

大正10・12・26付 内匠寮より洋書、洋書装本引繼

鵬外日記の記事の「洋書目」は、どうも当部作成の「洋書目録」のようで、それを校正したと推察されます。以上は当部の「公文書」を使つてのものです。

なお、大正十一年三月に東北大附属図書館医科分館よりの願ひ出で、「洋書目録」を寄贈しております。

鵬外森林太郎は帝室博物館総長兼図書頭に就任後、種々の委員を兼ねる。次に列挙する。

大正七年

一月十五日 皇室制度審議會御用掛(以後没年に至る)

二月二十日 史蹟名勝天然記念物保存協会評議員

三月十日 日本美術協会評議員

八月一日 古社寺保存会委員(以後没年に至る)

九月六日 美術審査委員会委員、第三部(彫塑)主任

大正八年

一月二十七日 六国史校訂準備委員長

九月八日 帝國美術院院長

大正十年

六月十五日 臨時國語調査会会長

この間大正八年十二月、柳田国男氏は貴族院書記官長を退いた。この辞任に関して、岡谷公二氏は当時の新聞掲載記事を引用しつつ、鷗外に言及して次のように述べている。

しかるに十二月六日付の「読売新聞」は、「上院議長更迭 近く実現せん」という見出しを掲げ、徳川議長と柳田議長との関係が「兎角円満を欠き、殊に前期議會以来著しく疎隔を来したるを以て最近政府当局も之が善後策に腐心中」と報じたあと、国男の転任先としては、「今更地方長官に任用する事も聊か失当の嫌ひあれば宮内省の要職にして現に某氏兼任の地位を割きて本問題を解決せんとするやの説あり」と書いた。

「読売新聞」は、その翌日もこの問題を取りあげ、ゴシツ

ブ欄に「柳田議長が徳川議長とソリが合はないので、議會開会前に愈々官舎を引払ふさうだが引越先きは宮内省の圖書頭（補注）とやら」という記事をのせて、その「要職」の内容を明かにした。

そしてこの「某氏」について、岡谷公二氏は「森鷗外にほかならない」と述べている。鷗外日記、書簡等にはこの問題に関する記述はない。それ故に、推測記事であつたにしても、新聞に掲載された点を考えれば注目すべき事であつた。

図書頭時代の業績の第一は、就任後直ちに編輯することに決した歴代天皇の諡の出典を考証した『帝諡考』の完成である。

大正八年十月三日稿を畢り、同十年三月図書寮から刊行された。続いて、元号の出典を考証した『元号考』の執筆に着手したが、未完に終つた。この間の事情を大正九年四月二十八日付の賀古鶴所宛に次の様に報じている。

○諡ノ「」が済ンデ(印刷ハマダ許サレズ)年号ニトリカトリ候明。治ハ支那ノ大理ト云フ国ノ年号ニアリ尤コレハ一作明統トアルユエ明治デハナカツタカモ知レズ大正ハ安南人ノ立テタ越トイフ国ノ年号ニアリ又何モ御弊ヲカツグニハ及バナド支那ニテハ大イニ正ノ字ノ年号ヲ嫌候「一而止」ト申候正ノ字ヲツケ減ビタ例ヲ一々挙ゲテ居候不調ベノ至ト存候

鷗外は図書寮で浜野知三郎、吉田増蔵氏と出会う。浜野氏は『北條電亭』の助力者として、吉田氏は「元号考」の協力者とし

て親交を深めることになる。大正八年一月二十九日の日記に「浜野知三郎至。共読顔真卿贈裴旻詩」とある。これは顔魯公墨蹟の帖（タテ23・5cm、ヨコ31・5cm）であり、「裴將軍帖 民国五年刊行」と鷗外自筆の題簽が付されている。鷗外手沢本で、津和野町郷土館が所蔵している。鷗外は本文の前に一丁白紙を挿入し、自筆（墨書）で次の文章を記している。

贈裴將軍

大君制六合猛將清九域戰馬若龍虎騰凌何壯哉將軍臨八荒炬赫耀英材劍舞若游電隨風縈且迴登高望天山白雪正崔嵬入陣破驕虜威名雄震雷一射百馬倒再射万夫開匈奴不敢敵相呼婦出來功成報天子可以画麟台

按裴將軍裴旻也新唐書李白伝云文宗時詔以白歌詩裴劍舞張旭艸書為三絶旻嘗與幽州都督孫佺北伐為奚所圍旻舞刀立馬上矢四集皆迎刃而斷奚驚引去其事在睿宗時見新書突厥伝云王右丞維贈旻詩云腰間宝剑七星文壁上彫弓戰勲見說雲中擒點虜始知天上有將軍維與魯公詩皆美其北伐事又岑參有裴將軍宅盧管歌亦為旻作也魯公此詩當是上元元年入為刑部侍郎時作

唐李元獨異志云吳道子善画鬼神開元中將軍裴文居母喪詣道子於東都天官寺凶神鬼數壁以資冥助答曰廢画已久若將軍有意為吾纏結舞劍一曲庶因猛虜獲通幽冥文（一丁表）

於是脱去衰服若常時妝飾走馬如飛左旋右抽擲劍入雲高數十丈若

電光下射文引手執鞘承之劍透空而下觀者數千人無不悚慄道子於是援毫因壁俄頃之際魔魅化出颯然風起為天下壯觀道子生平所畫得意無出於是案裴文舞劍唐人所記曲尽其妙魯公此詩刻入忠義當帖所謂劍舞若游電隨風縈且迴適與電光下射之語相合豈亦濡毫吮墨時親見彎弓盤馬之狀有以助其筆力邪不然此詩此字何神肖至此宜其與道子之画並伝千古也

蘇東坡論書云顏魯公書雄秀獨出一變古法如杜子美詩格力天縱奄有漢魏晉宋以來風流後之作者難復措手

右録三長物齋叢書所収顏魯公文集卷十二卷二十一及補遺中語公名真卿字清臣其先琅邪臨沂人五世祖始家閩中為京兆万年人公唐中宗景龍三年己酉生德宗貞元元年乙丑八月十三日乙丑為希烈所縊殺年七十七

大正八年己未二月朔

源 高湛

（一丁裏）

（五）宮中某重大事件

大正七年一月十八日「東京朝日新聞」（第一三三六号、五面は、

「東宮妃冊立御治定／久邇宮第一王女良子殿下／〓来る四月東宮御誕辰当日に御公表／▽御面親宮本日御礼の為御参内」の見出しで報じ、さらに、「東宮妃に御内定の久邇宮良子殿下」の見出しで、本年三月六日に満十五歳になる良子女王の写真を掲載した。同年六月十日公式に婚約が決定した。六月十三日の同

紙(第二一八四七号、五面)には「東宮殿下公式御婚約／昨日御礼参内」の記事が見られる。慶事であるべき記事が、一般記事中に小さく出ている。

大正八年十二月十九日(十二月十八日付)「夕刊時事新報」(第一三〇七号、六面)は、「○今曉久邇宮邸より出火／新築の本館焼く／発火は御寢室の隣り／濛々たる煙に驚かせ妃殿下と共に／邦久王を伴はれ御花御殿に御避難／◇良子女王も御無事／各聯隊兵士出動／消防意の如くならず／遂に御本館を全焼す／発火の原因は／瓦斯暖爐か／警視庁で取調中／火の焰良子女王の／御窓を襲ひし時／殿下には静かに御調度／を取纏めて御避難準備／御炊出し／仰付らる／両陛下御軫念」の見出の下に詳細に報じている。「燃えつゝある久邇宮邸／本館火に包まる／—今曉五時—」「見舞ひの大森皇后宮大夫」「焼失前の殿下の御居間」「今朝良子女王殿下の御居間を清める兵士」の四枚の写真が掲載されている。

『原敬日記』の大正九年六月十五日の條に次のような記述が見られる。

田中陸相来訪、山県より伝言なりとて波多野宮相辭職し中村雄次郎を後任となす事に付其顛末を内報し来り尚ほ松方より詳報する筈なりと、又松方は突如として攝政を置かるゝ事必要ならんと提議し来れるも山県は右は重大事件にて俄かに決行すべきものに非らざる事を告げて反対せりと云ふ。中村の宮相に挙げられたるは彼れに取りて固より突

然の事にて一時驚きたりと田中云へり(田中が山県の内命にて内談せしものゝ如し)、又中村に持往く前に大森皇后大夫に内談せしも辞退せりととの事なり。余は之に對し何等異議なし、但中村若し軍人ならざりしならば更に妙なりしならんと云ひ置けり、波多野に關し山県の内々攻撃は久しき事にて殊に皇族會議の際不行届の事もありたれども要するに平田を宮中に入れたる時より既に企画せし事にて畢竟宮中を全部(注17)山県系となすの考に出たる事云ふ迄もなき事なり、と記されている。

『原敬日記』からは波多野敬直宮相の後循として、薩摩の山本権兵衛、牧野伸顯、元老の松方正義対中村雄次郎の後循として、平田東助、山県有朋という構図が浮び上がってくる。しかも、皇太子妃に決定した良子女王の母君は薩摩出身である。

大正九年五月初旬、久邇宮家の王子が色弱であることを日本赤十字社社長石黒忠憲からか、赤十字病院院長平井政道(まさみち)陸軍軍医總監からか聞き及んだ山県有朋は驚愕した。平井政道は、山県有朋の主治医である。平井を赤十字社病院長に推薦したのは鷗外であった。明治四十二年二月二十一日の鷗外日記に「小田原なる古稀庵に常磐会を催さる。列席して午餐、晚餐の饗応を受く。古稀庵の記を作ることを囑せらる。平井政道を赤十字病院長にせんとする事につきて心附せさせ給ふ」とある。鷗外は芳賀栄次郎と対立しつつも、賀古鶴所、山県有朋、桂太郎、寺内正毅らを訪問し、了解をとりつつ人事を強行する様子は、明治

四十二年二月の鷗外日記に看て取れる。

久邇宮家の色弱問題は、山県の口火を発端として、へ宮中某重大事件へと發展することになった。中村宮相は佐藤三吉、三浦謹之助、河本重次郎、永井潜の東大医学部教授と理学部の藤井健次郎教授に調査を依頼した結果、久邇宮家に不利な報告と
なった。

山県有朋は色盲遺伝が皇統を汚してはという純血論の立場から、皇太子妃に決定した良子女王の婚約辞退を主張した。元老西園寺公望、原敬首相も同調した。これに対して、東宮御学問所の御用係杉浦重剛は人倫論の立場から反対した。杉浦側には早大高師の牧野謙次郎、松平康国らの漢学者グループや大竹、押川の代議士が立ち、別に頭山滿の率いる玄洋社が加担し、東宮外遊問題もからみ、事件は表面化していった。

当局はこの問題に関しては、新聞掲載を禁じた。禁を破ったのは「読売新聞」である。大正十年一月二十五日付の「読売新聞」(第一五七四五号)は、この問題を掲載したため八面全面の記事削除を命じられた。「読売新聞」は、この八面の中央に「南無妙法蓮華經／本田仙太郎合掌」と大書し頒布する。ここに記者の抵抗の一端がうかがえる。へ宮中某重大事件へに関して「東京朝日新聞」「東京日日新聞」「読売新聞」「報知新聞」「時事新報」「万朝報」「国民新聞」の七紙を閲覧して、「読売新聞」が四度の発禁処分を受けながら、一番真相を報ずることに努めている。次いで「万朝報」「報知新聞」「東京日日新聞」が大きく扱って

いる。この種の問題は発禁を命ずれば、かえって疑惑を招くだけ当局も苦慮している。

大正十年二月に入つて、十一日の紀元節に押川方義、大竹貫一の兩代議士を始め五百木良三、佃信夫、松平康国、牧野謙次郎らが国民大会を開催することを決定した。大正十年二月十一日(十日夕刊)「報知新聞」(第一五八〇三号、四面)は「権門の専横を阻止すべく／必死の覚悟で／大竹、押川兩代議士以下の運動／二十万枚の宣伝ビラを撒く／明日は明治神宮に祈願会を催す」という見出しで報じている。この不穩な状況下で、中村宮相は自己の辞任と引き替えに、婚約変更なしを政府から公表してほしいと原首相に申入れる。しかし、原首相はそれは宮中の問題だからと突き離す。窮地に陥つた宮相は、二月十日午後五時公表に踏み切つた。各新聞社の号外が市中に舞つた。

良子女王殿下東宮妃御内定の事に関し世上種々の噂あるやに聞くも右御決定は何等変更なし(宮内省発表)

良子女王殿下御婚約の儀に付種々世評ありたるも御変更等の義は全然無之趣拝聞す尚宮内大臣は此際辞表を提出することに決心せられたる由なり(内務省当局談)

二月十一日の「東京日日新聞」(第一五九三三号、九画)は、「前例なき通告／宮内省、内務省、警視庁が同時に各新聞社に」という見出しで、次の記事が記されている。

前記の宮内省内務省の発表が昨十日午後六時前後各新聞社に対して発せられたると同時に警視庁検閲係よりも同六

時の通牒が各新聞社に発せられた從來大臣大官の進退につき当局より進んで之を世上に発表すべく各新聞社に通牒を發した事は絶無の事で本件が単に一宮内大臣の進退を以て終るべき性質のものでない事が想像せられる

この「東京日日新聞」の記事は、当然のことながら当局に対する皮肉であろう。二月十一日の「報知新聞」(第一五八三号、九面)は、宮内省、内務省当局発表の「御婚約変更なし」の記事に続けて、「曩に差止たる事項中前記の範圍に於てのみ解除せらる其他は依然禁止のこと」(内務当局談)と当局の本音を掲載している。

鷗外が(宮中某重大事件)にどのような関わり方をしたのかは不明である。地位と立場から沈黙を守らざるを得なかつたのは当然である。鷗外の記事、及び賀古鶴所との往復書簡から關係事項を抜き出すと次のようになる。

大正七年(一九一八)

七月二十二日。月。晴。參館。午前參省。録久邇宮子女夭折

事于譜牒。

大正九年(一九二〇)

三月二十九日。月。雨。參館。波多野宮相敬直召予等言聖

上不豫事。予削正告示文。

六月十八日。金。晴。參館。波多野敬直罷宮相。中村雄次

郎代之。入省送迎之。

七月十二日。土。晴。參館。中村宮相雄次郎使予艸聖上病

況書。

十月十二日 鷗外から賀古鶴所宛書簡より抜書(消印十三日)

山県家へハ御入京ノ直後名刺ダケ差出シ直チニ引カヘシ候門外ニ二人タゞズミ居リ小生ノ顔ヲソキ込候警衛ノ方ノモノカ又ハ探偵ノ方ノモノカ不存候ナンニセヨウルサキ
二候

十二月二十八日 賀古鶴所から鷗外宛書簡

拜啓 御獵地の鹿肉一枝御分ち下され有り難く存候誠ニうつくしく上品に見え候幼時箕形原の東南隅賀古山ニ行き人參の細片と熟煮したる荒肉を喰はん為め里余の山路を独行せし事度々あり郷味のやうニ覚候○案山子の題は十一月の分と覚え候井上の此雀は彼の燕雀云々の意なるべくと被察候甚だ穩ならずと被存候且つ、遠くおもひ深くはかれバまごころのかく世にハしられさるらむニ對抗気味にも被感候○○を案山子と云ふニ至りてハ既ニ狂人ニ候先月加藤を訪ひし節アノ話、良子女王御入内の義ハまだゴテツイテキルソウダネといふ、一向にしらぬ事故知らぬと申し置きたれども席二数人の客もありし事故其まにいたしおきたれども近日其噂話を聞き正し度と存居候彼の佞人輩の宣伝なるべく候 早々不備

十二月廿八日

賀古鶴所

森 林太郎様

大正十年(一九二一)

一月十四日 賀古鶴所から鷗外宛書簡

先日一寸と御話し申上候色言一件再炎の真相を知り得候
まゝ申述候当初此件ニ付きて先づ第一二口を開きたるは松方
侯、西園寺公八案外にも最強硬、山公ハ先以て大学教授連の
色盲調査の成るを待つて居られた伏見大宮ハ調査未成の中ニ
東久邇宮トハ叔姪ノ関係はあり旁ちと早まつて説たが東久邇
宮ハ肯ゼナカツタ。壮士の手ニ渡つてゐた色盲論ハ京都大学
眼科教授の起草シタものだ、中村宮相ハ某教授を呼び質問せ
しニ教授ハ親父の代より東久邇宮家ノ侍医ナリ御察し下さい
と泣いてわびた。西園寺公ハ床次内相が御大札の儀ニ付いて
ハ何等御変更ハ無いト公示した時ニもけしからぬ此議ハ未決
ダト云ひ今日ニ至るも尚未解決ト云つてゐられる且つ公ハ其
当時東久邇宮の言行ニ対してハ平常ニ似ず随分激烈なる評言
を下したといふ壮士の文ハ二通とも松本某の起草といふ。

東宮殿下芽出度欧州より御帰朝あらし、後ち程をふるも御
大札等ニ関シテハ何等の御沙汰も無きを以て宮家にてハ心配
一方ならず遂ニ牝鶏のすゝめニ由りて先づ第一ニ松方侯ヲ説
キ後入齋諾セバ、此間ニ宮家にてハ自ら信ずる所ありしが如
し、松侯諾すといふ意を以て山公ニ臨めば厚重なる公にハ異
存ハ敢て立てられまじ候公諾すといふ意を以て西園寺公ニ説
かば公と雖敢て反対すまじとの胸算にて松侯を訪ひて入内の
儀ハ御辞退する方然るべからむかと述べしニ侯は直ニソレハ
ケツコウデアリマスと同意した案外ニ的がはづれて宮家にて
ハ大煩悶云々

曩昔伏見の姫宮御入内之内約の破れたるは橋本綱常御体質
拜観の上其不可なる事を伊藤博文公に告げた伊公曰能く死ね
るか橋死ねます当時伏見宮ハ第二師団長たり憤然帰京さる、
当時宮中諸官概ね同宮に因縁あり帝室諸制度に於て殊ニ歎功
多かりしさすがの伊公も爾来兎角敬遠気味にされた、此の頃
より山公宮中ノ優遇殊ニ加ハル

後ち伏見の姫宮嫁し給ひしも遂に子無し伏見大宮大ニ覺る
所あり橋本を重んず其の弟子岩井禎三侍医となる、橋本の子
爵となりしハ此の故なり云々

煤紙一片を種に

儉徳を泣演し

以て同爵を獲

たる老獺あり世ハ

いつもさま／＼なり

此の冬ハ未だ風を引かず候へども寒威を怖れて寵居

候暖き日に拜訪いろ／＼承度と存候

一月十四日

賀古鶴所

森 雅兄 梧下

二月十二日。土。雨。参寮。新聞紙載「東宮妃事」。從_レ昨迄_レ

今未_レ輟。

二月十八日 鷗外から賀古鶴所宛書簡

先日来端書等色々存候所謂「重大事件」ヤラ其他ニモ色
々有之御無沙汰仕候(中略)○井上君ハ東宮御所ニテ一寸面

会イタシ候重大事件ニテ昼夜来客アリ大繁忙ト申候○重大事件ハ

杉浦 A

浪人 B

衆愚 C

AヨリBニ漏洩シBガCヲ使ヒタル者ニ候漏洩ハ杉浦ノ如キ人物ヲ使用スレバ起ル事ニテ初ヨリ知レタル事ニ候BガCヲ使フニハ平生手続ガ出来居モノナル「明白ニ候Bノ」ハ蘇東坡ノ戦国任俠論ニ最明白ニ論ジ有之候春秋時代ニ客ト云フコレヲ食ハセテ置カネバ政治ハ出来ズ政友会ガBヲ取扱フニ手ヌカリ有之ト存候也

二月十八日 森林太郎 賀古字兄

二月十九日。土。晴。参寮。往省。見前大臣中村氏雄次郎、

大臣牧野伸顕。

三月十日。日。木。晴暄。参寮。通刺於新次官関谷貞三郎。

三月二十日 鷗外から賀古鶴所宛書簡

トカク寒気除キ難ク候ニ付御用心可然候近状人々互ニ相手ノ醜ヲ扞ク「ヲ之レ図リ不快千万ト申外無之候○浪人ト老公トノ書柬ハ数種ニ印刷セラレシ由ナレド小生ハ池辺ノ手ヨリ借りタルモノノミ一見仕候ニ森田義郎ガ署名シ居候又博物館ノ某ガ水戸ノ菊池ノ演説ノ印刷物ノ広告ヲ新聞ニテ

見テ買ヒニ遣リシニ是亦森田義郎ノ署名ニテ森田ハ仲小路ヲ會長トシ国策研究会トヤラ云フモヲ作り居ルヤウニ書イテアリ候不穩事件ニハ皆森田ガ関係シアリ候又茅原華山ト云者内観ト題スル雜誌発行イタシ居リ市長後藤尾崎行雄、田川大吉郎三人ノ機関ナリト称シ三人モ署名イタシ居候而シテ言論ハ皆甚ダ淺薄ニ候加藤高明ノ弁解ナドモ余リ面白カラズ候要スルニエライ人ガ実ハエラクナイト云「ヲ告白シテ居ルヤウニ見エ不快ニ存候是ニ於テ衆愚ノ中心人物トテ仰キ見ルモノハ唯剛愎ナル原敬アルノミニ可有之候我々ニトリテハ心細キ次第ニ候○法隆寺へ宝物ヲ貸ストテ博物館ハ上ラ下ヘノサワギニ候黒板、正木ノ活動ノ余波ニ候○諸寮察ガ林野（龍ノ口）ニ同居シ圖書寮は破屋ヲ独専スル光栄ヲ有シ候○流会之事拜承仕候 三月二十日 鷗生 賀古老兄

四月十六日。土。晴。参寮。往宮相室 刪正主上病状書。

五月 一日。日。参館。夜賀古鶴所至。聞山県公有朋心事。

五月七日「東京朝日新聞」第一二五三七号 第二面

山公封事始末

宮中某重大事件に關する山県公は引責処決の封事捧呈問題に就ては宮中の重臣及原首相は其成行甚だしく憂慮し原首相は事件其ものの性質に稽へて公が今回の決意を翻さんことを希望するのみならず政治上の意味もありて之を抑止し、たき意見を有し此際山県公の元勲たる面目を維持すべき特

別なる方法に出でたき意嚮を洩らしりといふ之に就ては公の周囲の官僚有力者等の希望乃至意見を最も完全に代表するものゝ如く解せらるゝ口吻ありと伝へらるる然るに一方官僚有力者等の意見は某重大事件に関しては山県公は飽迄赤誠を披瀝して行動し松方西園寺両元老並に原首相も同意したる事柄なれども公は之を以て全く自己の責任なりと思惟し閣下に封事を捧呈したるなり公の封事は優遇の辞退と枢相辞職とに岐れ居るが昵近者中には枢相の辞職は此際是非御聴許を仰ぎ度意見のもの尠からず此点は松方西園寺両元老原首相牧野宮相等と封事問題に関し意見の相違するところなるべし去月末原首相と平田東助子の会見は首相より右政府の内意を洩らし平田子の諒解を求め公への伝達を懇願せりと解するを妥当とせん右様の次第なるも結局は有難き思召を拝し元通に帰着し円満解決すべく近日中具体的となからんかと官僚側は観測せり

五月十九日「東京朝日新聞」第一二五四九号、二面

両元老へ御沙汰

宮内省発表

山県公松方侯両元老の進退問題に関し関屋宮内次官は十八日左の如く発表せり

十八日山県公は陛下のお召に依つて午前十一時三十八分沼津に到着直に御用邸に伺候御座所に於いて陛下に拝謁仰付けられた所陛下より公に対して畏くも此儘留任すべき旨の

御沙汰があり午餐を拝受して退出した、松方侯に対しても同様御召があつたが侯は風邪の爲め令息巖氏が代理として伺候し正親町侍従長から侯に対しても同様の御沙汰があつた旨の伝達を承り退邸した旨御用邸から本省に電話で達しがあつた、併し御沙汰の詳しい内容に就ては公表の限りはない云々

社説

封事問題の一段落

吾人が此際山県に望まんとすることは、今回の優詔を畏み、皇恩の篤きを思つて、今後謹慎して自己の分を守り、以て晩節を完うせんことである。而してこは独り山県公に対する忠言のみならず、即て松方、西園寺二元老に対する忠言である。斯くて彼等が一意謹慎の意を表するに至らば、之に依りて彼等に対する従来の世評も亦大いに緩和されることと思ふ。

九月十五日 鷗外から賀古鶴所宛書簡より抄出

○当方春宮御帰リノ後何モ表面ニアラハレタル事モ無之候
九月二十日 賀古鶴所から鷗外宛書簡

秘、今日榊原来診ニ来リ密談に姓名ハ申されぬが然るべき者がまゐりての談に久邇宮女王御婚儀ニ付き 皇太子殿下侍従長とか次長とか此のごろ同宮家へ密告したる所ニ由レバ此度殿下の御帰朝を好機として元老が御婚儀停止の

事を再拵せんとす云々、此ニ由りて同宮家の御心配一方ならず杉浦と謀りて此ニ對抗すべき策を講せんとす、杉浦が自らまゐりて御相談すべきであるが事情の許さざるあり、ソレデ自分が代理でまゐつた。且つ元老とハ申すものの松方ハ後入齋でナントやらつまり山縣公爵一人の取謀也云々。ソコデ榊原曰、講学上なる程杉浦サンの知りアヒの人々ときあふ事ハ多いが斯やうなる問題にハ自分ハ加はる事を好まずあなた方一団にてナサレタラヨロシカロウトいふ事ニテ分レタリ、

貴意奈何。小生曰ソレハ貴邸を訪ふた者の作り話デしやう榊曰其人ハ私ハ信じてよいト思フ確ナル人デス。鶴曰く然らハ侍従とかいふものが宮家にへつらふ為めにありもせぬ事をまめくしく密告したのか又ハ第三者が他日御代かはり等を心がまへて己が身を立てん為メありもせぬ事をまことしやかにサモ、密告がしたくて帰朝間も無き侍従に告げたのを又侍従が忠義だとして宮へ密告したのではアルマシキ歟、而て万一此話を宮家にて信じたとせば密告者ハ侍従長デアロウ、次長ハ無い。然し自分には信ゼラレヌ、元老ヲ引キあひニ出スマデモ無し斯る事ハいづれも決定シタ以上ハ臣下の分トシテ苟モ再ビ口ニダニ出サ可キ事ニハアラズ況や山公ニ於てをやダ。

榊曰然り自分もソウ念ふてゐます。話は別ですが先年御歌所長ニ短冊ハ一首をおしたゝめていたゞきたいとて地方

有志者がまゐつた添書を附したが会ふてもくれなかつた。鶴曰三越のキツプの方が貴下の添書ヨリハ効能がありましよう。ハア大根^仁參の土産ものデハダメデシヨウカナ○自分にハ此の話の製造元が分明にわかるやうな気がいたし候て実以てむなくそがわるく、心から歌会もいやになり申候御内報迄に

九月廿日

鶴所

森 学兄 梧下

〔注記〕

- 1 大正十年九月三日の日記の條に「迎^レ儲君干横浜」。謁見^ニ干艦室。午後再謁見^ニ干離宮」とあり、十六日の條に「皇儲夕賜^レ餐^ニ干赤坂離宮」とある。

- 2 杉浦重剛 東宮御学問所御用掛

大正十年三月二十日付の鷗外から賀古鶴所宛書簡に見える「浪人ト老公トノ書柬ハ数種ニ印刷セラレシ由ナレド小生ハ池辺ノ手ヨリ借りタルモノノミ一見仕候」という文言に注目したい。この「上山県老公書」「山県公が押川氏に与へし返書」については、古川清彦氏によって、全文が紹介されている。^(注20)はさらに、後述の正宗敦夫氏の証言にある鷗外の歌四首の製作年代の従来の誤りを正している。

このように見てくると、鷗外はこの事件についてなみくならぬ関心を持つていたことが窺われる。しかも、新聞掲載記事や日記・書簡に表出されない部分を考慮するならば、相当の情

報量を持つていたと考えてよい。この件に関し、正宗敦夫氏は「明星」第二巻第四号（大正十一年九月一日）誌上で、鷗外の発言を次の様に伝えている。

「其れから世上を騒がした某重大事件に就ては、僕は大人

山県公に同情した。其れで歌を四首詠んで公爵に寄せた。

其歌は井上君に見て貰ふのは少々都合がわるかつた。井上君と僕とは其見を異にして居た。其処で金子元臣さんに見て貰つた。金子元臣さんは歌はこのやうに詠む方がよいと云つて四首ともに其趣にて詠みかへて示された。（其原作も改作も今不明の点があるから書かれぬ。同君の好意はまことに有難いから、僕は直ちに厚く礼を云つて遣つて置いたが、其れはさて置き、どうも其れでは自分のとは、詞は如何にも美はしくなるが、気分には相違が生じてくる。歌は此点がむつかしい」としみじみお話になつた。

この事件に関して、鷗外は「我々ニトリテハ心細キ次第」（大正十年三月二十日付賀古鶴所宛書簡）とある如く、賀古鶴所とともに山県有朋側に身を置き、「常磐会」歌会のメンバーの井上通泰とは意見を異にしていたことが看取される。賀古鶴所が鷗外宛書簡で「むなくそがわるく、心から歌会もいやになり申候」（大正十年九月二十日）と言っている点からも窺われる。

飛ぶ螢打ち落されて川の面に

光りながらに流れてぞゆく 有朋

おほけなき事とも知らでなべて世の

かたらひぐさにせしぞうれたき 鷗外

おわりに

帝室博物館総長兼図書頭という地位にある者として、事が起れば職務上の責任を負わなければならない。特に注意すべきは、火事と盗難である。大正八年一月二十六日の日記「委蛇録」を見ると、「忽報伊太利大使館火。館と図書寮隔三年巷相对。惧寮或遭災也。命車馳赴。火既熄」という記述がある。図書寮と近接している故に、鷗外は日曜日にもかかわらず駆け付けなければならなかつた。翌二十七日の「読売新聞」（第一五〇二号、五面）の記事「伊太利大使館焼失／大使は横浜に赴き不在中／重要書類器什は殆ど搬出」によると、午前十一時半に出火し、午後零時半に鎮火し、損害額十数万円と報じている。この時は幸いにも図書寮には被害が無かつた。

しかし、大正九年二月二十日（金）の日記の條に「図書寮失火。焼曝書堂一字。倩自動車而往視。遣五味均平於大臣波多野敬直官邸」とある。当日は金曜日なので、鷗外は帝室博物館勤務であつた。翌日の「東京朝日新聞」（第一二〇九六号、五面）「読売新聞」（第一五四〇七号、五面）「東京日日新聞」は、図書寮の出火」を報じている。三紙のうち詳細に報じている「東京日日新聞」の記事を次に記す。

図書寮の出火

虎の門の曝書室が全焼

昨廿日午後四時廿分芝区虎の門内宮内省図書寮曝書室より発火し間口八間奥行五間半の平家建丁字形木造建物一棟を焼失五時半鎮火せり同所は最近建築せる俄造の建物にて平常圖書の乾燥に使用しるたるものにて事務官伊川讓氏宇田川属及び人夫三名事務を執り居り当日は▼既に書籍は全部図書室に収め全部退庁せる後にて図書寮給仕高木年雄(一六)が所用あつて同所附近を通過せんとせる折より発火を認め直に引き返して榎事務官に急を報告せるが此時既に猛火は曝書室全部を包み▼全く手の下しやうなく聽(やぶ)警視庁其他の消防夫駆け付け消火に努めたるも曝書室の大半は到潰し猛火は更に接近せる煉瓦建二階造の図書室に延焼せんとするより極力之が消防に努め辛うじて延焼を免れたり原因は火鉢の▼残火らしく同所には別に貴重品等の入れ在らざりし為め損害は一千元内外の小額なるべしと尚附近には東京女学館博物館書庫維新史料編纂局東京倶楽部等の大建築あり一時非常の混雑を極めたり

(東京日日新聞) 大正九年二月二十一日、第一五五七六号、七面

なお、二十一日付(二十日夕刊)「夕刊報知新聞」七面には「建物約千五百円の損害に止まりたり」とある。

鷗外より賀古鶴所宛二月二十日付書簡が、この間の事情を明らかにしているので引用する。

今日ハ上野博物館ニ出勤シ四時頃帰リシニ間モナク虎ノ門火事トノ報アリ自動車ヲヤトヒ往ツテ見レバ図書寮ノ曝

書室(尤^五空)ニテ鎮火後ナリ病後夜間往來困難ト云フヲ以テ

事務官五味均平ニ進退伺ヲ持テ報告旁^二大臣官邸ニ遣リシニ

本省へ出セト申事ナリ依テ明朝出頭自身提出スル積ナリ幸

ニ大事ニハ至ラザリシガ慚愧ノ外ナシ

御書状ニ通共拜見致候宮内省へモ世間ノ不穩ガ波及シカ

ネ又時ニ如此事アリシハ閉口ニ候小田原へモ申訳無之候

腎臓炎ト云ヒ此頃ナカク崇^五リ候但シ身体ノ方ハ先ヅ回

復ノヤウ自信イタシ候

貴兄モ切角御用心專一ニ御坐候

〈注記〉

1 二月三日〜十四日「病在家」と日記に記されている。

(ただし、二月六日、十三日のみ「参館」している)

2 宮内大臣波多野敬直氏

3 二月十九日付賀古鶴所から鷗外宛書簡に見える帝室予算に関する件と、同日付の「彼の外交時報を政事の玉

に使ふに至りてハ不謹慎亦甚しといふべし、……小田

原にても大憤慨のもやうに伝承仕候」を踏まえての記

述。

4 図書寮の失火

5 山県有朋氏

鷗外は図書寮の失火の責任として「進退伺」を提出するが、不問に附される。

大正九年五月十七日の日記に「参館。秋山光夫至。津田敬武

持神道起源論^二來贈。有^レ盜盜館所藏摸錢^一とある。古錢の模造品が盜難にあつたわけで、この件に関して鷗外は始末書を提出していると言う。

帝室博物館総長兼図書頭という晩年に遭遇した事件の大なるものは、〈宮中某重大事件〉であつた。そして、この事件で鷗外は、山県側に立つていた。当然周囲からは親山県派の一人として見られてもいただろう。鷗外は死に臨んで、「余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス宮内省陸軍皆縁故アレドモ生死ノ別ル、瞬間アラユル外形的取扱ヒラ辞ス」と遺言をした。これは鷗外の意志であるから爵位の問題など論外であることは言を俟たない。それを承知であえて問う。鷗外の意志とは別に、何故そのような動きが政府筋になつたのはなぜか。

小説家・翻訳家として文人の色彩が強かつたからとも考えられる。私は図書寮の出火責任に加えて、〈宮中某重大事件〉に於ける親山県派と目されていたことが、受爵とならなかつた原因ではなからうかと推測している。山県有朋は事件から一年後の大正十一年二月一日、八十五歳で死去する。たとえ、山県公が存命であつたとしても、この事件は公にとつては痛恨事であつた。大正十年五月以降、爵位等宮内省に關与する力はなかつたろう。

〔注〕

(1) 『東京国立博物館百年史』(昭和四十八年三月二十五日 編集・発行

(2)

東京国立博物館の「本文編」の三三五頁～三三六頁、三四四頁～三四六頁、三四九頁、「資料編」の〈帝室博物館官制改正〉〈列品分類の変遷〉〈歴代幹部職員変遷表〉に鷗外に關する記述がある。

直木孝次郎先生古稀記念会編「古代史論集」下(一九八九年一月三〇日 埼玉書房)所収の東野治之「小杉榎邸旧藏の正倉院及び法隆寺獻納御物」その売却事件と鷗外の博物館総長就任——、三四五頁～四五九頁。なお、東野氏は論文末に「關係新聞報道抜萃」と題して、「東京朝日新聞」(大正六年三月十三日、十四日)、「大阪朝日新聞」(三月十四日)、「東京日日新聞」(三月十三日)、「時事新報」(三月十三日、十五日)、「大阪毎日新聞」(三月十四日)の記事を掲載している。貴重な資料である。

「読売新聞」(大正六年三月十三日(火曜日)第一四三七号、五面)の記事を次に引用する。

●正倉院御物の秘密

◆故小杉博士遺族の手にて

◆市上に売却されんとせる怪事

我が皇室の秘宝たる奈良正倉院の御物は天平以来
△歴代の勅封となり、帝室に於て嚴密に御保管あらせらるゝ、次第なるが、畏くも右御物の一部が民間に秘藏され居る怪事件端なく発見されたり、右御物は去る明治二十四年先帝陛下の御思召に依り宮中に整理係を設けさせられ、杉係七郎氏を係長に、西田、辻尚侍従、股野琢、近藤久敬、稻生眞履、堀皆春諸氏を係員として
△爾來十数年、之が整理を行はせられたるが、當時御目録に掲げありて宝物の無きものまたは一部欠損せるもの等ありて頗る不審とされたるが、今回因らずも其の紛失の御物百余点が元博物館歴史部主任たりし故小杉榎邸氏の遺族たる小石川区原町小杉美次郎及び同博士の女婿たる同所石本秋園の手にて△昨今坊間に、売却されんとするに至れるなり、然るに某買手は国宝の畏くも売物に出たるを怪しみ、嘗て該御物整理係勤務たりし小石川区大塚窪町三四遠岡田政平氏に其鑑定を乞ひたるところ、一目して整理当時欠損せる御物なる

こと判明したるより氏は大に驚き、取り敢ず其筋に届出で重大なる事実の暴露となりたるものにて右小杉家に存在せる品目は左の如し

一、聖武天皇御所用黒紫綵綴御帶(幅一寸八分位長二尺許)

一、同七條樹皮手織成御袷袋の一部凡七寸四方

一、戸籍文書の切断

一、同御刀子用紫組係(一具)

一、同最勝王経映の一部(幅四寸許)

一、同廿五弦箏櫛形の一部全面(花鳥木象嵌)

一、同御琴裏面塗漆箔落敷片(但し塵金)

一、法隆寺献納御物の内几帳金具大小数個(紅絹附屬)

一、聖武天皇御脇息用御褥納宮の一部(朴材金銀泥繪)

以上小石川巢鴨病院表門前石本秋園秘藏同人は故小杉榎邨女孀なり

一、同太布御襦真全部但し表記綾縁処処に附着

一、同紗幘(但し縁に華文刺繡あり幅六寸上四五尺位)

一、同螺鈿の雲及鳥数個

一、羅小裂、綾小裂、絁同上、紬同上、錦同上、紗同上、葛縷同上、縹縷同上等、約七八十

一、法隆寺献納御物の内天寿国曼陀羅の一部(龜形数尺)

一、同金堂天蓋附屬天人並に鳥の断片点

一、同四天王織残片凡五寸方許

▲持出された時
▽遠岡田氏は語る

右に就き遠岡田氏は曰く『昨年六月某家の依頼を受けて鑑定せる品は辱なくも我々が整理の任に当りし当時御目錄に欠損せる正倉院の御物なることを知つたが其の御物が小杉博士の遺族に秘藏され居る事は甚だ奇妙な次第である、未だ整理係の設けられない以前に調査の爲め勅許を得て該御物の一部を博物館に移し、其後博物館より宮内省に引継ぎ更に同省より正倉院に引渡して整理したのであるから、多分其の博物館保管中に持出されたものであらう、実に恐れ多い事である』云々

参考までに「万朝報」(大正六年三月十三日火曜日)第八五二二号、(三)の見出しのみ記す。

●正倉院御物百余点を売んとす

——故小杉榎邨博士の遺子と女孀とが上流社会へ持廻る——吁咄々怪事

三月十四日(水曜日)第八五二二号、三面

●騒ぎが余りに大き過ぎる

——正倉院御物中の切や器具の片は塵と共に掃き棄てられたものだ——

(4) 帝室博物館官制(大正三年七月十八日、宮内大臣男爵波多野敬直)の第一条に「帝室博物館ハ宮内大臣ノ管理ニ屬シ古今ノ技芸品ヲ蒐集保存シ及衆庶ノ觀覽參考ノ用ニ供スル所トス」とある。さらに、

第二条は「帝室博物館ハ之ヲ東京京都奈良ニ置ク」と規定されている。

(5) 男爵波多野敬直長在任期間は、明治三十三年(一九〇〇)三月十六日から大正六年(一九一七)十二月二十五日までである。

(6) 「大妻女子大学紀要(文系)」第二十四号抜刷(平成四年三月)掲載の須田喜代次、帝室博物館長兼圖書頭時代の鷗外森林太郎、四五頁。

(7) 注1に同じ。ただし「本文編」、三三五頁。

(8) 注1に同じ。ただし「本文編」、三五六頁。

(9) 大正九年十月十三日付、鷗外から賀古鶴所宛書簡にこの間の事情を報じている。次に抜書する。

○例ノ正倉院ノ律(調子笛)ノ「今年ハ小生自力ニテシラベタシト思立市中ニ調子笛アリヤ否尋候処体温計ヲ買ハバ度ガチガヒ、「ピベツト」ヲ買ハバ容積ガチガフト同ジクダメノ由ニ候依テ手蔓ヲ求メ宮内省ノ伶人多ニ律ヲ作ツテモラハウト謀リ候然ルニ先方ガカン付キタルモノカ昨日宮内省ノ上真行(伶)參リ同人ト多ト兩人ニテ

文学士田辺(コレモ宮内)ヲツレ奈良へ出向度ト申來候是ハ小生ハハジメヨリ望ミシ」ニ候故手續等打合せ候サテ何故ニ小生ヨリ申遣

ハジメヨリ望ミシ」ニ候故手續等打合せ候サテ何故ニ小生ヨリ申遣

シントキ来ラザリシカ又奈良時代ノ律ナドハ心得居ルノカト尋候ニ只今少シモ心得ズト恐縮シ居ルノミニ候シカシ兎ニ角此方ハ道ダケハアキタリト可申候

松嶋順正氏はその著、「正倉院よもやま話」(一九八九年六月一〇日、学生社)の中で次の様に述べている。

官舎から正倉院までの距離はおよそ五、六〇メートル、徒歩で通われたが服装は背広であった。東京では軍服で通勤されることが多かったようだが、奈良でも開扉中軍服帯剣で始終事務所詰めていた」と東京博物館百年史に記されているが、軍服を服用されたことは一度もなく、また奈良には持参しておられなかった。もちろん宝庫の閉封の儀式にはフロックコートにシルクハットの礼服であった。官舎ではつねに和服で起居されていた。(二三八頁〜三三九頁)なお、松嶋順正氏と鷗外の関係について、同書中に、「その頃、私の父が奈良博物館に勤めており、私は家族とともに官舎に住んでいたが、たまたま官舎が総長出張中の宿舎となり、朝夕総長に接していたので」(二二〇頁)と記されている。

(11)

注8に同じ。

- ◇会員の交渉を受くべき人々
- 小堀鞆音 川合玉堂 竹内栖鳳
 - 山元春举 松本楓湖 横山 大観
 - 下村観山 黒田清輝 岡田三郎助
 - 和田英作 中村不折 満谷国四郎
 - 米原雲海 北村四海 新海竹太郎
- 大正八年九月七日付「東京日日新聞」(第一五四〇九号、七面)に「帝国美術院会員は明日発表されん」の見出し記事中に、▲駭然たりノ京都派ノ誰が審査員でもノ文展不出品はあらう▲日本美術院のノ大観、観山ノ英一蝶の轍をノ踏ませ度無いノ院展某有力者談ノとあつて出発から波瀾ぶくみであった。案の定、九月八日付の「東京日日新聞」(第一五四一〇号、七面)紙上に次の如く記されている。
- 帝国美術院会員
欠員の儘発表

観山、大観二氏の穴は埋めず
今朝の文部省会議の上で
院長幹事の任命と同時に
この問題は、やがて「帝展審査委員」選出ともからみ、しばらく混乱する。

(13)

「短歌」第三十八卷第九号(平成三年九月一日、角川書店)掲載の「正倉院を詠う鷗外」、一〇六頁〜一〇七頁。

(14)

正倉院御物拝観規程左ノ通定ム
大正十一年九月二十九日

宮内大臣 子爵牧野伸顕

- 第一条 正倉院御物拝観規程
- 一 正倉院曝涼中左ニ掲クル者ニハ御物ノ拝観ヲ許可ス
 - 二 高等官及高等官ノ待遇ヲ受クル者
 - 三 有爵者
 - 四 貴族院議員
 - 五 衆議院議員
 - 六 功五級、従六位、勲六等以上ノ功、位、勲ヲ有スル者
 - 七 学位ヲ有スル者
 - 八 帝室技芸員、古社寺保存会委員、史蹟名勝天然記念物調査会委員及考査員並美術展覽会審査委員
 - 九 前各号ニ掲クル者ノ配偶者
- 前項ニ掲クル者ヲ除クノ外宮内大臣ニ於テ學術技芸ニ関シ相当ノ経歴アリト認メタル者ニハ特ニ拝観ノ許可ヲ与フルコトアルヘシ
- 第二条 拝観ノ許可シタルトキハ拝観許可証ヲ交付ス
- 第三条 拝観ノ許可ニ関スル事項ハ帝室博物館総長之ヲ主管シ拝観ノ日時人員其ノ他取締上必要ノ事項ハ同総長之ヲ定ムヘシ
- 第四条 帝室博物館総長ハ毎年曝涼終了ノ後拝観人名ヲ具シ宮内大臣ニ報告スヘシ

(15)

「宮内省省報」第一四五号 大正十一年十月
注6に同じ。ただし、四九頁。

大正十一年二月二十七日

「読売新聞」第一五七四七号、三面

〈社説〉

所謂臣節論

発売禁止頻々

近來我読売新聞は頻々として発売禁止を命ぜられている。二十五日も二十
六日も、市内版は引続いて発売領布を差止められた。云々。

大正十一年一月三十日

「万朝報」二十九日夕刊、第九九三六号、一面

〈言論〉

山県公と桂公

今山県公の行為に關して世上種々の風説を伝ふる者あり、…然れども風説
の如き事実ありとせば、是れ実に大問題にして、…

大正十一年二月一日

「万朝報」三十一日夕刊、第九九三八号、一面

〈言論〉

山県公の誠意

公の行動は國家の爲の一大事なりと思惟す、公や宜しく反省して風説の如
き行動に出るなからんを要す、…

大正十一年二月三日

「東京日日新聞」第一五九二四号、九面

海図を繰りひろげて

東宮の御旅程を

御研究遊ばさるゝやがては
妃殿下と仰がれ給ふべき

良子女王様の御事

良子女王殿下

と御筆蹟

写真

大正十一年二月四日

「東京日日新聞」第一五九二五号、九面

東宮御渡欧について

御準備局設置

來六日東京に還啓

石原宮内次官謹話

大正十一年二月五日

「読売新聞」第一五七五六号、五面

原首相も手に負ず

園公に耳打

其結果山、松二元老とも会見

近頃非難の焦点となつた

中村宮相も或は辞職か

東宮御出發線下か

昨日珍田伯の慌しい登省

で急に騒めき立た宮内省

大正十年二月六日

「東京朝日新聞」五日夕刊、第二二四四七号、一面

辭職の風評ある中村宮相
写真

「万朝報」五日夕刊、第九九四三号、一面

〈言論〉
殿下の御外遊

〈二面〉

東宮殿下

御渡欧の勅許を

拜せ給ふべく葉山へ

御出発までの御順序内定す

大正十年二月六日

「読売新聞」第一五七七号、五面

山県公の密使と

芝山内の会見

例の意見書で押川大竹五百木

佃松平牧野諸氏が詰寄つたが

結局或種事件の乱闘

が謎の儘で物別と終る

黒田副議長や

両翰長の引籠

時節柄意味あり
さうだとの噂

大正十年二月八日

「万朝報」七日夕刊、第九九四五号、一面

〈言論〉

宮相の辭職説

前宮相の辭職後久しからずして、更に新宮相の辭退を見るべしとせば、世人をして疑惑を生ぜしむる虞あり、速かに其事由を發表して辭職の止むを得ざる所以を説明せざるべからず

〈二面〉

宮内省の問題に

近く元老會議

宮相の辭職位では済

みさうもない重大案

或は現内閣にも一大致命傷

大正十年二月九日

「万朝報」八日夕刊、第九九四六号、二面

何事の勃発か

怪訝な自動車

宮内省へ横着け

降車たは警視庁警部と田舎者夫婦

宮相室での密談

大正十年二月九日

「読売新聞」第一五七六〇号、五面

砂丘にある内閣

妖雲議院を庄す

木堂翁曰く「困つたものだ」

沼南翁曰く「世は漢季だ」

蒙古王にかけた下岡氏の首

押川大竹兩代議士

各宮家に上書

松園西元老首相へ

会見を求むる事急

東宮御渡欧は愈々

雛祭の三月三日

昨日御旅程を発表さる

印度洋を越え英国へ直航

御出発期を早めたのは

歐洲の氣候の關係

供奉員は十日前後に発表

石原宮内次官の談

「東京日日新聞」第一五九三〇号、九面

陽春三月三日……

東宮殿下御出発

閑院宮殿下 珍田伯隨行

宮内省発表

大正十年二月十日

「万朝報」九日夕刊、第九九四七号、二面

○宮内省内

某事件風雲急也

今日は宮相が古稀庵へ

昨日は奥議長が宮相を

訪ひつ訪はれつ頭官の往来繁し

大正十年二月十日

「読売新聞」第一五七六一号、五面

神勅に絶つて

御延期を祈願

東宮御渡欧に万一を憂ひ

紀元節に明治神宮広前で

憂国の士と在郷軍人一千名が

今日卅万枚の宣伝ビラを撒く

更に○○宮家へも

密封の書を捧呈

山県公の返書外一書を

例の押川大竹代議士外四氏が

中村宮相達しく

山、松西元老を訪ふ

||宮中の某重大事件に関して

公侯との会見数刻に及ぶ

然も昨夜熱海に一泊した

「東京日日新聞」第一五九三一号、九面

御渡欧に先ちて

神宮山陵御参拜

来十一日には重艦長門見学

ソレより宮様方に留別の御宴

雲走る事急

雨か風か

重大問題と元老

宮相の元老歴訪

大隈侯参内か

「万朝報」朝刊、第九九四七号、三面

○東宮殿下御渡歌

御留別宴の日割

御告別の拜謁を賜はりて後

伊勢大廟、桃山御陵、宮中三殿

明治神宮へ御報告の日割も

非公式に発表さる

中村宮相

古稀庵へ

更に熱海に

松侯を訪ふ

国民祈願式

紀元節の朝を期して

明治神宮の神前にて

某事件に関して計らずも押川方義大竹貫一両代議士を始め五百木良三、佃

信夫、松平康国氏等……明治神宮神前に於て挙行する事となり、

大正十年二月十一日

「万朝報」十日夕刊、第九九四八号、二面

久邇宮殿下

葉山へ御伺候へ

天皇皇后両陛下に御対面

松方侯を

訪うて密談数刻

松井内大臣秘書官も馳参して

宮相は昨夜熱海に一泊

大正十年二月十一日

「読売新聞」第一五七六二号、五面

||久邇宮良子女王殿下

写真

元老来往世論紛々たりし

東宮殿下御婚約に

関する御事昨日発表の禁を解かる

久邇宮殿下葉山へ

天皇皇后両陛下と御対談

良子女王殿下には

東宮の御旅路を

万里恙なかれと御研究遊ばさる

御婚約の御事は宮内省から通達

杉浦重剛翁喜色

御婚約御変更無き旨伝聞し

昨夜は早くから安堵の早寝

宮相挂冠の経緯

重大事に関する世論
紛糾の責任を負ひて

次は山公の自決か

本問題直接間接の責任者として
宮相が引責するだけで済むまい

清浦奎吾子を電招して

山公宮相後任を議す
公も枢府議長を辞せん

後任宮相の議に上る

牧野、倉寅、一木

首相團公の会見は牧野子をも
文相として内閣一部改造の謀議

石原次官も

亦た引責

後任は全然未定

牧野子が就任すれば

倉富氏か

中村宮相の帰京

写真

「東京日日新聞」第一五九三三号、三面

某重大事件に関連して

山県公隠退せん

枢府議長辞任

〈九面〉

悄然として帰京した中村宮相―十日午後東京駅で

写真

東宮殿下御婚約御変更なし

赤子の至情つひに貫徹す

中村宮相及同次官辞職

昨日午後六時宮内省、内務省及警視庁検閲係は左の如き発表をした

前例なき通告

宮内省、内務省、警視庁

が同時に各新聞社に

石原次官も辞職

各宮家へ伺候

頃日來の風雲

何を意味するか

久邇宮殿下

御用邸に御参内

憂色溢るゝ宮相

何事も今語る時機でない

宮相一室に閉籠る

けふ明治神宮に

国民大祈願式

昨日の直伝ヒラまきは

其筋に差止めらる

次の宮内大臣は？

大森男か牧野子か

石黒子も噂に上る

秘密はよくない

吾輩には何も話がないと

大隈侯語る

「東京朝日新聞」朝刊、第一二四五二号、三面

御婚約御変更無し

宮内大臣辞職確定

(内務省当局談)

宮内省発表 良子女王殿下東宮妃御内定の事に関し世上種種の噂あるやに

聞くも右御決定は何等変更なし(十日午後八時)

石原宮内次官以下統々辞職

一木氏推挙さる

宮内大臣の後任

二元老を訪ねた

中村宮相語る

辞表は出さぬといふ

口の下から誠が曝る

昨日帰京せる中村宮相(東京駅にて)

写真

〈五面〉

◇お健やかに御機嫌麗はし◇

||東宮妃の御座に上らるべき良子女王||

写真

東宮御発程と共に

御十八の御誕辰祝

彌よ健やかに在す良子女王

一路平安の御祈願ある外には

御学友と御いそしみに御多忙

「万朝報」朝刊、第九九四八号、三面

山県元帥松方内大臣と

打合せ帰京したる中村宮相

写真

良子女王東宮妃御決定

御変更無し

宮内省及内務省発表

中村宮相辞表を提出

女王殿下諸学科を御精勵

十日の中村宮相

夜の八時半に至つて退庁

辞職の理由は追窮して呉れるなと語つた

留任の御沙汰有るやも知れず

宮相後任は

牧野子との説

大正十年二月十二日

「万朝報」十一日夕刊、第九九九九号、一面

〈言論〉

御変更無し

庶民悉く安堵

△二面△

山県公遂に

辞表を捧呈

重大問題の責を負うて

宮内省の主腦も総辭職

大正十年二月十二日

『読売新聞』第一五七六三号、五面

元老樞密院議長・帝室編修局顧問・賞勳局議定官・軍事參議官・貴族院議員・

元帥・陸軍大将・正二位大勲位功一級・公爵

山県有朋氏

写真

摂政の樹立を

各宮家に建白

今日例の六氏が徹底を期して

御渡欧延期をも建白する

昨日は各元老首相に建議した

山公に公生活を

退き隠居せよ

…と六氏が愛国の熱情

重大事に連坐した全大官をも糺弾

東宮の御渡欧に

重大意見を吐露

近く議会に御渡欧費予算上程

原首相も『重大事件』に関係した

結局は現政府の運命問題か

御成婚の御時期は

御帰朝後も早急の御取極めは

無からうと―宮内省某大官語る

珍らしく

宮相の笑顔

宮相後任一説

正親町

侍従長か

浜尾東宮大夫

も辭職の噂

山公の失脚に首相

不気味な笑を漏す

其の底意を見透した様な話

秘密の電話が三度

山県公珍らしく立つて受話

雨に寂しい昨日の古稀庵

久爾宮家の

御礼拝

二属官が礼服

で明治神宮へ

夫君の御代拜に

杉浦重剛夫人

神宮へ御礼詣

雨を冒して

祈願団

御渡欧御延期を
明治神宮に祈る

「東京日日新聞」第一五九三三号、二面

山公辞意固し

枢府議長後任は清浦子か
注目すべき原首相の態度

〈七面〉

良子女王御筆の雛人形

杉浦重剛翁に賜ふべく
昨日の佳節に官邸にて御揮毫
写真

良子女王御白筆の

目出度き雛の画

東宮御渡欧の桃の節句に
杉浦重剛翁に賜はらん

病床の杉浦翁

感泣す

長へに家宝と
して伝へむ

蕭々たる寒雨を衝いて

神前にぬかづく杉浦夫人

病中の重剛翁に代りて

明治神宮に御礼語り

明治神宮の大前に

赤誠の祈願団

三隊順次に参拝して
告文を捧げ万歳三唱

◇浪人会から大太刀を献納す
赤誠の祈願を籠むべく
写真

御外遊中の御起居を—

活動に写して

|| 両陛下の御覧に供ふ

海上の御退屈を慰む諸設備

中橋も俺も人気者と

淋しく笑ふ首相

◇属官等は悉く大臣に同情

◇次官の辞退は皆喜ぶ

元老に意見書を送る

御渡欧御延期を

願ひ奉る人々

「極秘」の出処

首相は流石に

政治家

宮内省は

ドコ迄廓清されるか

問題の人々の出処如何

「東京朝日新聞」朝刊、第一二四五三号、五面

お互に豪い人気ぢやと

慰め合つた宮相と文相

宮中を名残りの御宴に

臨んでの帰るさ溜りの間で

人間が至らぬ為め

◇兎角問題を起すと恐懼の中村男

雨の祈願式

「おほみこの出まし止

めよ大御神」と

神宮の拝殿に声も震へて

久邇宮家の

◇二属官も参拝した

写真

「万朝報」朝刊、第九九九号、三面

東宮殿下御婚儀は

御帰朝後の好季節か

○山県公其他の元老へ

再質問書を送る

重大問題に対し首相内相へも

内容は各宮殿下へも上申する

重大問題の

新聞掲載禁止事件の

解除を請求

大正十年二月十三日

「万朝報」十二日夕刊、第九九五〇号、二面

重大事件に

徹底的運動

議会の秘密会は議長

からの哀訴で取止め

◇憲政会も急かに活躍

疑惑一掃

の為に記事

差止めを解除

せよと記者団の決議

神宮へ御代参

御養育掛の後閑女史

宮相と

次官の辞表

責任を詳細に言上して

閣下に捧呈

各宮家を

訪問した

中村宮相

山県公は

宮内省関係の

一切を辞退

大正十年二月十三日

「読売新聞」第一五七六四号、二面

元老の責任を問ふ

某重大事件に關して

島田三郎氏談

社告

十二日の本紙市内版は又復其筋の忌諱に触れ発売頒布を差止められたり今春以来本紙の発売頒布を差止めらるゝこと比れにて実に四回の多きに達せり(以下略)

「東京日日新聞」第一五九三四号、三面

正親町侍從長

山県公を訪ふ

石原次官伺候

正式辞表捧呈

御渡欧の質問

議長態度変更

政友側の意嚮

重大問題協議

憲政有志懇談会

「万朝報」朝刊、第九九五〇号、三面

御婚儀の正約は

近く正式に公表され

種々の臆測や国民の疑惑も一掃さるゝであらう
但し御婚儀御日取は今秋では無いと某大官云ふ

東宮殿下の御渡欧期日は

或は御延期遊ばさるゝか

○重大事件に

関し内相より新

聞同盟記者団へ

本日回答する

○城南荘へ近衛公

五百木氏と会見して

重大問題につき意見交換

今後貴族の活躍を見んか

古稀庵訪客

大正十年二月十四日

「万朝報」十三日夕刊、第九九五一号、一面

山公辞任真か

松方侯も辞任説

△二面▽

内相官邸の

会見

某重大事件

新聞記事禁止の

解除に就て

*結局十分な要領を得なかつたのは遺憾である

○古稀庵

附近大警戒

藤男、陸相等の訪問

大正十年二月十四日

「読売新聞」第一五七六五号、二面

宮相辭職で段落

山県公も松方侯も

引責辭職の事ならむ

宮相の後任は誰か

有力なる両候補

結局は牧野伸顯子か

元勳は尊敬せよ

問責は慎むべき也

政友某総務談

〈五面〉

後任宮相は松方

内府の胸三寸

—三元老と首相の責任問題

—宮相の決定は時日が、あるか

古稀庵に元老會議

十四日松園兩元老会せん

老公藤男と密談

田中陸相も小田原を訪問

公の上京実現せん

奥議長も箱根に

元老會議期望の為か

松方内府

葉山伺候

爾後鎌倉に滞在

平田子宮内省

御用掛を

辞せん

重大事の責任を

回避し得ぬ立場

重大事件を

更に密議

城南荘で

押川氏等が

宮内省内にも御渡吹

御延期の希望多し

浜尾東宮大夫の辭職説など

好機会に宮内省の大掃除

重大事件に密議を凝す人々

右から松平、五百木、牧野、佃、押川の諸氏（昨夜城南荘で

写真

「東京日日新聞」第一五九三五号、七面

松方、西園寺侯公

けふ古稀庵へ

三元老協議の内容は何？

某重大事件の善後策か

宮相後任御下問

元老と首相と協議
山県公も参加せん

注目すべき

古稀庵往来

—十三日—

伊勢大廟に

御報告祭

久邇宮家

御使差遣

某重大事件

発表未だし

宮相後任問題

徳川侯はどうだらう

大森男は山公の共鳴者

漕浦子の枢府入りも疑問

五氏何を議する?...昨夜日吉町城南荘にて

写真

(松平、五百木、牧野、佃、押川氏)

大正十年二月十五日

「東京朝日新聞」十四日夕刊、第二二四五六号、二面

三元老の密議 右より松方侯、山県公、西園寺侯

写真

三元老が額を鳩めて

古稀庵の密議

主人の山公も頗る元気で

喜び迎へた西公と松侯

邸外の噂をよそに

◇三老奥座敷に鼎坐して

余りの厳戒に

苦い顔の陶庵公

松方侯はお大名式の

お供の衆も仰山に

自動車で一才喜劇

今日の会合は

松方侯の発意

内大臣は辞するか

今夜は鎌倉別荘へ

令息正作氏語る

松侯葉山へ伺候

元老会議の結果

を携へて明日

宮相官邸警戒

昨夜より俄に厳重

打ち沈んだ

含雪公

鼻風邪と心配で

滅切弱つた此二三日

家人が隠す脅迫状の束を

うすく知つて淋しい笑ひ

◇何んな気持を綴るのやら

◇誰も知らない秘密の日記

「万朝報」十四日夕刊、第九九五二号、二面

御厄年も

恙かれとの御祈願

良子女王殿下が御旨
ら皇大神宮の大前に

久邇宮

両殿下には

十八日東宮御所へ

三元老

古稀庵の密議

松方内府は熱海より園

公は興津より馳付けて

◇某重大事件の善後策

三元老の写真

大正十年二月十五日

「読売新聞」第一五七六六号、二面

元老退隠せん

重大事件善後策

次は現内閣の引責か

内相弾劾論起る

重大事件の発表と聞いて

元老愕然色を失ふ

〈五面〉

宮相の後任は松侯の胸で

平山成信氏に交渉さる

昨日電命で鎌倉の別荘に招いて

因縁深い松侯が口説役となる

或は両三日中に親任式挙行

次官に山之内氏説

其次に起る問題として

山県松方侯の

枢相内府の挂冠

早くも扱まった松侯の陞爵説

枢相後任には清浦子との観測

此紛糾に処し

氏の腕は

未知数

松侯の寵児で

宮中に明いが

奥ベロシヤ

山県公の意を

迎へる為めの

箱根の梅見

今日松方侯の伺候後で

夫は決まる問題

「そんな交渉はない」と否定し

鎌倉から帰宅して平山氏語る

昭憲皇太后御歌

あさしとせけはあふるる

川水の心や民の心なるらむ

首相邸の周囲に

警戒網を張る

昨日宮相の交渉をうけた

平山成信氏

写真

水の音鳥の歌の古稀庵

写真

今日松侯の伏奏

昨夜平山氏との会見顯

未や重大事を奉答の爲

水の音鳥の歌に

守れて元老会議

玄關に迎へた含雪公

会見は三時間の長談議

陛下に上奏した後迄は

何事も聞いて呉るな

元老会議から帰途を車中に

園公の話を引取つて家令語る

山公が又も議長を

拝辞せぬと云ふ

議長の後継は清浦子へと

中村宮相引籠

風邪で官邸に

「東京日日新聞」第一五九三六号、九面

○三元老密議

長時間古稀庵の一室で

発起者は松方侯

東宮殿下

御訪米なし

最初英国に成らせられ

次で大戦の跡を御視察

石原宮内次官語る

東宮隨員

昨日発表さる

古稀庵へ急ぐ松方侯

写真

松方侯本日

葉山に伺候

密議の結果につき

御下問に奉答の筈

警保局長と

宮内次官

と密議

「万朝報」朝刊、第九九五二号、三面

東宮御渡欧の次第

正式に発表

御随員には閑院元帥宮

珍田伯以下の供奉員も任命

盛事と

石原次官講話

○三元老の密議終へて

松方侯顔色蒼白

何事か決心するものゝ如く

自動車を駆つて鎌倉へ

三元老

今後の進退こそ

興味ある問題

国府津に於ける西園寺公

写真

大正十年二月十六日

「東京朝日新聞」十五日夕刊、第一二四五七号、一面

宮相に牧野子

次官に倉富氏を推薦

写真

松侯伏奏

「万朝報」十五日夕刊、第九九五三号、一面

〈言論〉

元老自決如何

彼等が時代後れの偏見を以てして尚国事に干与せんとするは、大なる過誤を生ずるの基なり、彼等の自決一日後るれば一日の迷惑を国民に及ぼす、切に彼等の猛省を祈る

赤坂離宮に

東宮御告別御宴

宮内官と文武大官を召され

午餐会と晩餐会

松方内府

天顔に咫尺して

古稀庵に於ける元老会

議の結果を委曲奏上す

○大御所の

御機嫌を恐れて

頻りに大竹一派を圧迫

笑止千万な憲政派幹部

◇某重大事件に伯爵団も奮起

大正十年二月十六日

「読売新聞」第一五七六七号、五面

昭憲皇太后御歌

*二月十五日と同じ

松方侯愈よ伺候

石原次官が伺候前に東京から急行

御下問の奉答午後に及ぶ

山公の用命で

副官東上

兒玉伯とは

昨日会見す

重大事の発表

内相に問責す

大竹代議士杯が材料を蒐集し

議政上の大問題とする

本末を混同したものと憤慨

川村局長の

弁明

宮内当局の意を

受けてしまったもの

「東京日日新聞」第一五九三七号、九面

御留別の賜餐場赤坂離宮に成らせらるゝ東宮殿下の御自動車(下図)と東宮渡歐御延期を氷川神社に祈願する頭山満翁(上図)写真

赤坂離宮に

御留別宴

昼食二回の賜餐

石原次官と会つて

それから葉山へ

松方侯の参内

宮相後任問題奏上

牧野子か平山氏か

元老の舌頭に上つた人

松方邸からの電話

供奉員の分担

第一回会議

竹中将供奉

仰付らる

隨行の宮内属

も決定す

御延期上奉文を

けふ畏き辺に捧呈

浪人会の氷川神社参拝

鮮人朴氏も加はる

足音が――

耳障りだ

山公廟を立てる

警備の角袖に下駄禁止

御婚儀変更なしと聞き

嬉しさの余り発狂

重大問題を憂慮した青年

大隈老侯の同情

「万朝報」朝刊、第九九五三号、三面

○東宮殿下御外遊は

維新の御宸翰に

現はれた皇讓を徹弘遊ばす所以

と供奉員二荒伯語る

宮内大臣の後任は

牧野伸顯伯らしい

次官は倉富勇三郎氏か

親任式は本日かも知れぬ

大正十年二月十七日

「万朝報」十六日夕刊、第九九五四号、一面

〈言論〉

山公等居据り

〈二面〉

○内大臣

にとの噂さある

波多野子を訪ふ

世間の思惑から天機奉

伺さへ遠慮してゐると

◇老梅薫る日本室にて種々の物語

写真

大正十年二月十七日

「読売新聞」第一五七六八号、五面

昭憲皇太后御歌

*昨日に同じ。

城南、黒龍、猶存の三団体が

重大問題の懇談

同一步調の必要から十八日午後五時

丸の内中央亭で大評定

平田子も松侯訪問

会谈二時間で葉山方面に向ふ

平山氏も追掛けて来訪

内大臣は結局平田子か

「東京日日新聞」第一五九三八号、九面

押川氏の

苦しい立場

御渡欧予算の議場で

起たねば不敬

煩悶して終夜眠らず

本社が特製したる

御製謹解のフ井ルム

東宮殿下に献上

直に御嘉納の光栄に浴す

御渡欧前に台覧

平田子鎌倉へ

静まり返つた松方侯

東京から沢山の荷物

大正十年二月十八日

「万朝報」十七日朝刊、第九九五五号、二面

東宮殿下

本日の御留別宴

午は御所へ内親王殿下を

夜は宮中へ外国使臣を御招待

大命拝受の為か

牧野伸顕子

雨の夕べを窓かに上

京して中渋谷の邸へ

宮内省では平民官相の噂も高い

写真

○頭山翁

以下百二十五名が

連判の上奏文

浪人会の三氏が宮内省に出頭

内府秘書官を経て伝奏

写真(内田良平、頭山満、寺尾亨)

上奉文は
却下

異式なりとて
受理されず

大正十年二月十八日

「読売新聞」第一五七六九号、五面

昭憲皇太后御歌

*昨日に同じ。

長い蟄居の門を出て

杉浦翁参列

今日の御学問所閉鎖御式に

子弟の教養を唯一の慰安に

今後長く世間から隱退

平山氏一応辞退

紆余曲折の末結局官相就任か

平沼検事総長官相説は当人否定

大隈侯へも

不穩文書

有楽座で撒布したと

同一筆蹟との見込

今日午前

大隈侯が

葉山へ伺候

黒龍会有志の上奏文は

書式の不備で

一応持ち帰り訂正の上
改めて書留郵便で内大臣府へ

元老の処決を促し

重大事件の解禁を政府に迫らん

と昨日自由協會有志が打合した

「東京日日新聞」第一五九三九号、九面

東宮の御服装

モーニングや

背広服の御姿で

軍服は儀式の時だけ御着用

一切を抛つて

狂介の昔に

還ると山公の固い決心

但し近來頗る興奮して

角袖の姿さへ御目障り

藤沢辺から警戒

上海の一新聞

重大問題を評論す

禁止の力は外国に及ばず

当局の言論抑圧の価値は

コンナもの也

大正十年二月十九日

「万朝報」十八日夕刊、第九九五六号、一面

〈言論〉

山県公の進退

重大事件の観測

米人の解釈は二様也
一は単なる宮廷問題と做す者、一は薩長藩閥より延いて、海陸軍閥に及べ
るものと做す者也。

二面

御学問所御終業式

東宮殿下御外遊と
十九日後の御日程

遠かの御召に

大隈侯出廬
葉山へ伺候して某重大
事件の御下問に奉答す

車中の氣焔

東宮殿下
御渡欧に關して

国民は非常に心配
して居るやうだが

長時間に亘つて
何事をか伏奏

午餐を賜はりたる後
も尚容易に退下せず

皇室と臣民との
間に介在して

事をなすは逆臣なりと
退下せる大隈侯辞色を勵して語る

写真

大正十年二月十九日

「読売新聞」第一五七七〇号、二面

宮相は牧野子か

平山氏固辞して動かず
結局承諾するに至らん

五面

元老を信頼する

国民が間違ひ

「宮相問題には
触れないよ」と

葉山に伺候した
大隈老侯語る

更に今日
東宮御機嫌
奉伺の為め
御所に伺候

松方侯愈よ参内

後任宮相問題が決定か

東宮御学問所閉鎖式に
召されて参列の杉浦翁

写真

東宮御学問所の

修業式

大森大夫が差遣され
杉浦翁も久々で伺候

「東京日日新聞」第一五九四〇号、九面

臣節を尽さぬ者を

逆臣といふ

今度は我輩が……と

参内した大隈侯

帰りの汽車中で

力強く語る

大隈侯明日

東宮に拝謁

重大事件以来

初めての伺候

御学問所

御修了式

愈々出で、愈々マズイ

其筋の言論圧迫

新聞に書けない事を

政府が官報に載せる

御説は尤もだが

懸念には及ばぬ

松方侯が一々反駁

浪人会言質を取つた大喜

浪士が集つて

慷慨悲憤

言論取締の禁止を決議

大正十年二月二十日

「東京朝日新聞」十九日夕刊、第二二四六一号、一面

宮相親任式

従二位勲一等子爵 牧野伸顕

任宮内大臣

宮内大臣男爵 中村雄次郎

依願免本官

◇牧野新宮相◇

写真

△二面▽

宮内大掃除

新宮相の任命と共に

大官連の更迭あらん

積弊の根本的刷新

「万朝報」十九日夕刊、第九九五七号、一面

△言論▽

松方侯の老耄

新任宮内大臣 牧野伸顕子

写真

宮相親任

牧野伸顕子

△二面▽

○牧野子爵

大命を拝して

今十九日葉山に伺候

◇聖上陛下臨御ありて

宮相親任式

宮内次官の

辞職は一兩日中

既に捧呈したとの噂もあつたが

後任と目される、倉富博

士が意味ありげな微笑

侍医寮の

保利博士も亦引責

辞表は既に侍医頭の許へ

博士は眼科専門の御内掛

新宮相の初登庁

新任の挨拶に石原

次官の寂びしい顔

中村宮相は

在官八箇月

大正十年二月二十日

「読売新聞」第一五七七一号、三面

〈社説〉

宮相の更迭

(重大事件の責任)

宮内大臣親任式

葉山御用邸にて

正三位勲一等子爵牧野伸顯

任宮内大臣

写真

宮内大臣男爵 中村雄次郎
依願免本官

外調を辞せん

貴族院にも辞表

正義廉直の人

犬養毅氏談

得難き宮相

田健次郎男談

立派な大宮人

下岡忠治氏談

薩長閥の提携

憲政幹部の観測

〈五面〉

重大事を追撃せよ

五百木良三氏談

国民は某重大事の

責任が元老に

在る事を知つてゐる

|| 辞職の好機会を

待つとは何事

島田三郎氏憤る

新宮相は万人向

積弊蟻る宮内省を廓清する

手腕は充分次官は誰か

開口一番

秘密主義

らしい口調で
新宮相登省

「東京日日新聞」第一五九四二号、二面

宮内大臣親任

牧野伸顕子

昨日葉山御用邸に於て

〈九面〉

新宮内大臣―牧野伸顕子

写真

燕尾服に中折帽で

罷り帰る新宮相

チツと腕を組んで

時が時ですと黙々

とり／＼の批評の箭

これはく

御けん遜

初登省の新宮相

「東京朝日新聞」朝刊、第二二四六一号、五面

牧野氏らしい

簡単な初挨拶

葉山の親任から直ぐ

帰京して宮内省へ

同車の井上元帥と閑談

唯恐懼の外なしと

大正十年二月二十一日

「読売新聞」第一五七七二号、二面

重大問題の帰結

宮相次官の辞職文では済まぬ

早晚三元老二大臣

関係者全部引責せん

議會何故の

沈黙か

重大事件に關して

大石正巳氏談

「東京日日新聞」第一五九四二号、七面

居据り罷り成らぬと

宮内省の大刷新

昨日松方内府が上京すると

新宮相早速駆けつけて密談

西園寺公から長電

大正十年二月二十三日

「東京日日新聞」第一五九四四号、九面

宮内省の積弊連

一生懸命に噛り付く

責任を中村宮相一人に負して

いゝ兒にならんとする石原次官等

新宮相は固い決心

「東京朝日新聞」朝刊、第二二四六四号、五面

不死身の首相を

追究して

野党憤起す

来月初旬憲政会を先頭
に重大事件の責任痛打

元老の蔭に隠れる

怯懦を罵る木堂翁

大正十年二月二十六日

「読売新聞」第一五七七号、五面

海軍少佐の御軍服を召された

東宮殿下最近の御英姿

写真

東宮御渡欧中は

人事を尽して

御警衛申上ぐ

供奉の奈良中将は

一身以て責任を果すと語る

佐倉宗五郎張りで

東宮に直訴す

御着車前に東京駅で捕はれた

「軍人及警官に参政権を与へよ」
八百屋の主人で狂人と鑑定

時節柄視聴を鐘める今日

波多野子の伺候

良子女王の御婚儀も略解決し

御機嫌奉伺の爲めと子は語る

山公愈よ辞職か

昨日清浦枢府副議長を呼寄せ

入江官長をも古稀庵に招いて

枢相後任は清浦子か

旋風に見舞はれてゐる

宮内省の大官連

井上侯戸田長官倉富博士の辞意

仙石子爵は遂に去つて

後任は東久世男との説

「東京日日新聞」第一五九五七号、九面

各国皇室に御贈進遊さるゝ

東宮殿下最近の御写真

写真

宮内省の刷新は

先づWCから

牧野新宮相の着眼

控所も一般人民に開放

お次はなアに？

大正十年二月二十七日

「読売新聞」第一五七七八号、七面

壮士に襲撃された

西園寺八郎氏

写真

抹殺社員六名が

西園寺氏を襲ふ

東宮御渡欧に關し自決を促す

八郎氏日本刀を閃かし

却て左眼臉上と右頬に負傷

抹殺社の正体

標語「現代の総てを抹殺すべし」

危険分子四十名の秘密結社で

團長は宇佐八幡宮司の弟

大正十年二月二十八日

「読売新聞」第一五七七九号、五面

宮相昨日薬山に伏奏し

平田子明日帰京

内大臣親任は一兩日中か

宮内次官以下の更迭は

三月上旬発表

西園寺氏事件から

供奉の太官へ

護衛の刑事を附ける

目の廻る多忙の中から

「怪しく光る眼」

怪漢更に興津の

西園寺公邸を襲ふ

「公邸に面会させよ」と叫ぶ

(20) 「鷗外」9号(昭和四十六年六月二十日、森鷗外記念会)掲載の古川

清彦「鷗外と「宮中某重大事件」、二二頁〜一七頁。

〈補注〉

(1) 第三次岩波版『鷗外全集』第三十八卷の「年譜」では、日時が未詳のままになっている。次の新聞報道から「九月六日」と特定した。

大正七年九月七日「国民新聞」第九五五一号、五面

●文展審査委員任命

新顔は京都の契月氏

◇委員長は福原氏◇

文部省美術審査委員会委員は左の如く六日夫々任命されたり新顔は既報の如く菊池契月氏(京都派)也

医学博士文学博士

森 林太郎

正四位勲四等子爵

黒田清輝

従四位勲四等

今泉雄作

従四位勲三等

高村光雲

従五位勲六等

岡田三郎助

同 上

和田英作

従五位勲五等

寺崎広業

同 上

白井保次郎

従五位勲五等

荒木悌二郎

正六位

小堀鞆音

正六位

川合芳三郎(玉堂)

正六位勲六等

藤島武二

正七位

竹内恒吉(栖鳳)

正七位

山本金右衛門

敷七等

新海竹太郎

米原雲海

中村不折

山崎朝雲

中川八郎

(満谷国三郎

小室貞次郎(翠雲)

和田三造

朝倉文夫

北村四海

南 薰造

菊池完爾

美術審査委員会委員被仰付(各通)

尚委員長は福原東北大総長なり

なお、大正七年九月七日「東京朝日新聞」(第一一五六八号、五面)は、

「●文展審査員／新顔は菊池氏」の見出しを掲げ、「既報の如く文展審査員の顔触は六日左の如く仰付けられたり」と記し、氏名のみ列挙している。

(2)新聞は「図書館とやら」と報じているが、柳田国男氏は『民俗学の過去と将来 座談会(上)』(「民間伝承」第十三巻第一号、昭和二十四年一月五日)の中で、「私を博物館長に転任さすといふことが、事前に洩れて新聞に出してしまった」と発言している。岡谷公二氏も指摘している如く、今となっては柳田国男氏の転任先が帝室博物館総長なのか、図書館なのか定かではない。

附記

本稿執筆に際し、国立国会図書館、東京国立博物館・資料館、国立公文書

館、東京大学総合図書館・鷗外文庫、文京区立鷗外記念本郷図書館、津和野町立郷土館に資料閲覧でお世話になりました。なお、資料調査にあたり宮内庁書陵部の八嶋正治氏、東京国立博物館資料部の加藤 寛氏、津和野町教育委員会の広石 修氏にご教示を受けました。ここに記して謝意をいたします。

—一九九三・一一・三三—